

午前 10 時 2 分 開議

議長（巴里英一君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 2 回
泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、
会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、
会議規則第 80 条の規定により、議長において 7 番 東 重弘君、8 番
松原義樹君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 4 号 例月現金出納検査結果報告から日
程第 5、泉南監報告第 8 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 4 件を
一括議題といたします。

本 4 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 和気 豊君。
監査委員（和気 豊君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、
ただいまから平成 10 年 2 月、3 月及び 4 月分の例月現金出納検査を執行
いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 10 年 2 月分は
4 月 2 日に、平成 10 年 3 月分は 5 月 1 日に、平成 10 年 4 月分は 6 月 1
日に、黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一
般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心
に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合し
ましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定
いたしました。

以上、甚だ簡単ではありますが、検査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連ございませんが、地方自治法第 199 条第 4
項に基づく定期監査を実施いたしましたので、その結果報告書をお手元に
御配付いたしておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上であります。

議長（巴里英一君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等はありませんか。―――質疑等なしと認めます。以上で監査報告 4 件の報告を終わ
ります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につき

ましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、議会報告第1号 関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会委員長 真砂満君。

関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会委員長（真砂 満君） おはようございます。ただいまから関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会における現在までの調査経過につきまして、その概要を御報告いたします。

本調査特別委員会につきましては、平成9年第2回臨時会において設置され、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回に絡む市の空港関連事業に関する調査に向け、閉会中の継続審査として付託されたものであります。当特別委員会は、設置されてより現在まで13回の調査特別委員会及び協議会を開催し、付託された所期の目的を達成するために慎重に調査を行ってまいりましたが、今定例会までに調査の終結を見るに至らなかったものでございます。したがって、今回の報告は、当委員会の中間報告であることを御了承いただきたいと思います。なお、報告に当たり、お手元に御配付いたしております参考資料をごらんいただきたいと思います。

それでは、本調査特別委員会における審査の概要について順次御報告を申し上げます。

初めに、当調査特別委員会につきましては、第1回委員会が5月23日、議長において招集され、まず正副委員長の互選が行われ、不肖私が委員長に、副委員長には井原正太郎委員がそれぞれ選任されました。その後、第

1 回委員協議会を6月9日に開催し、調査特別委員会の今後の調査方針並びに委員会運営について協議を行い、その協議内容として、委員会と協議会としての調査区分とその位置づけの確認を行い、また調査に当たり証人尋問等調査を行う上でのその運営方法等の協議を行いました。

次に、第2回委員協議会を7月7日に開催し、前回に引き続き今後の調査方針及び委員会運営について協議を行いました。その協議内容につきましては、協議会及び委員会において調査を行うに当たり、審議の上での傍聴関係の取り扱い、報道関係のカメラ撮影等の取り扱い等の協議を行い、その取り扱いの確認を行いました。

また、委員会としての調査の範囲については、委員間での議論がある中であって、各委員において各会派での調査範囲等の取りまとめ上、具体的な調査項目を書面にて提出を願い、次回に委員からの提出の調査項目について委員会としての調査範囲を審議し、決定することとなりました。

引き続き、第3回委員協議会を7月29日に開催し、各委員から提出された調査方針並びに調査項目及び調査に要する調査記録の請求等、提示の説明がなされ、その後委員会としての調査方針として贈収賄事件にかかわる市の空港関連事業と市行政との位置づけについて審議を行いました。

引き続き、第4回委員協議会を8月25日に開催し、調査に当たっての調査項目について協議を行い、協議の結果、本調査特別委員会の調査項目を平成6年3月定例会における反対決議にかかわる背景調査、及び平成6年6月定例会における白紙撤回にかかわる背景調査の2点を調査項目と決定がなされました。

引き続き、第5回委員協議会を9月8日に開催し、さらに決定された調査項目の細目について協議を行い、調査項目のうち平成6年3月定例会における反対決議にかかわる背景調査を行うに当たり、その細目調査として、昭和61年10月の大阪府への要望、また平成6年6月定例会における白紙撤回にかかわる背景調査の細目調査として、平成6年3月定例会から平成6年6月定例会までの3カ月間における大阪府・国に対する陳情要望及びその間開催された空港問題対策特別委員会、各派代表者会議を初めとする会議記録の調査を行うものとして、その調査において調査不十分なところが生じたときは、委員会として必要に応じ空港関連事業の調査の補完を行っていくことに決定しました。

引き続き、第6回委員協議会を11月7日に開催し、調査に当たっての調査の具体化について協議を行いました。まず、調査項目のうちの議会における反対決議にかかわる背景調査として、案の提出者を調査の参考人として招致し、意見を聴取することに決定し、またその招致する参考人に対する質問事項について各委員より提出を願い、参考人に対する質問事項の協議及びその委員会の運営等については、次回協議により決定する旨を決定しました。

前回に引き続き、第7回委員協議会を11月28日に開催し、各委員より提出された参考人に対する質問事項を協議し、調査特別委員会としての質問内容等を決定しました。また、調査を進めるに当たり、委員会の運営方針の細部について委員間での確認を行いました。

次に、第2回調査特別委員会を1月23日に開催し、調査の柱となる平成6年3月議会における反対決議にかかわる背景調査として、反対決議案の提出者を招致し、反対決議に至った経緯等の意見を参考人から聴取しました。

前回に引き続き、第8回委員協議会を2月26日に開催し、調査特別委員会としての今後の調査の進め方について協議を行い、第4回協議会において決定された調査項目のうちで、まず反対決議にかかわる背景調査から終えていくことの確認を行い、今後の調査に必要な記録の決定と、その記録の提出要求を行うことを決定しました。

引き続き、第9回委員協議会を5月21日に開催し、前回記録提出要望の記録の取り扱いについて協議を行い、極めて個人プライバシーにかかわる記録についての取り扱いについて確認し、その記録調査については各委員において閲覧とすることを決定し、また今後の調査に必要な記録の追加提出の要望を決定しました。

次に、第10回委員協議会を6月4日に開催し、今回までに提出された記録に基づいて今後の委員会の調査の進め方について協議を行いました。本百条調査特別委員会の調査については、地方自治法に基づく行政事務調査であるので、その関連として行政側からも意見聴取の必要があるとのことで、今後行政からも参考人等として意見を聴取する必要があるから、事務調査を実施するに当たり、各委員において調査事項及び調査対象者の検討を行うものとして、次回で取りまとめを行っていくことを決定しまし

た。

引き続き、第11回委員協議会を6月9日に開催し、前回に引き続き今後の調査の進め方について協議を行い、各委員において事前に質問事項調査書を持ち帰り、調査項目及び質問事項並びに意見を求めるものを取りまとめた上、6月30日までに提出するものとして、今後の提出される調査事項の協議については次回に、また次回委員会を7月2日に開催する旨の決定がなされています。

甚だ簡単ではございますが、以上が本百条調査特別委員会の現在までの調査の概要でございます。

なお、本特別委員会に付託されております調査については、先ほども申し上げたように、いまだ終結に至っておりません。特別委員会においても9月定例会までに調査終結を確認のもと、各委員におかれても付託されています調査を鋭意閉会中の調査として審査を行っているところであります。議員各位におかれましても、委員同様よろしく御了承願います。

以上で中間報告を終わらせていただきます。

議長（巴里英一君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。
———質疑なしと認めます。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）及び、日程第8、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）及び報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定）について御説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が平成10年3月31日にそれぞれ施行されたことに伴い、本市市税賦課徴収条例並びに都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する必要から専

決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、その主なものにつきまして御説明を申し上げます。議案書の５ページをお開きいただきたいと思います。

市税賦課徴収条例第１２条２項の改正でございますが、個人の市民税の均等割非課税の範囲を定めたもので、この額は生活扶助額を下回らないように設定されるものであり、今回基本となる額を３１万円から３２万円に引き上げるものでございます。

続きまして、第１３、１４条の改正は市民税について、第５３、５４条は固定資産税について、第１１２、１１３条は特別土地保有税について、それぞれ納税管理人についてを定めたものであり、泉南市内居住の個人と限定しておりました納税管理人につきまして、改正により市内の法人も可能となり、また市外の個人あるいは法人を管理人とする場合、承認申請を行い、承認を受けることにより納税管理人となることができるよう改正するものであります。

次に、９ページをお開き願います。附則第４条第１項の改正は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲を定めたもので、基本となる額を３４万円から３５万円に引き上げるものであります。

次に、附則第７条の４の改正ですが、これは１１年度用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置について定めたもので、宅地等については課税標準の特例措置、税負担の調整措置が用途ごとに異なりますため、税額を求めますには負担調整措置の始まった年までさかのぼってデータを保存する必要があります。そのために、今回の地方税法の改正で課税標準額については、変更後の用途の土地の平均の負担水準を評価の額に乗じて得た額とされました。しかし、負担水準のばらつきなど市町村の状況によりましては、平均の負担水準による算定方式を適用した場合に、近接した土地については税負担にバランスを欠くおそれがあるため、本市においては、負担水準がある程度均衡化するまでの間は、従来方式による税額算出を行うよう条例により規定するものでございます。

次に、附則第１１条関連の改正についてでございますが、これは特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除についての規定でございます。特定中小会社を育成するため、積極的な投資を促すために税制上の優遇措置を定めたものでございます。

その内容は、ベンチャー企業の株式を払い込みにより取得した納税者が会社設立から株式上場の前日までに価値を失い損失が発生した場合には、株式の譲渡により生じた損失とみなし、翌年以降3年間の繰越控除が適用されることとなるものでございます。

続きまして、報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定）について、議案書13ページからでございます。

その内容は、第1号で報告を申し上げました附則第7条の4の固定資産税の改正と同様に、都市計画税につきましても11年度用途変更宅地等に対して課する経過措置について定めたものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか———和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

報告第1号のページでいえば5ページなんですけど、第12条第2項中、31万円を32万円とする。これは例えばお年寄り2人の家族ですね、この場合は32万掛ける2、プラス17万円、これを所得で超えない場合、結局非課税世帯になると、こういうことで理解してよろしいんでしょうか。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答え申し上げます。

12条の2項の個人の市民税の均等割非課税の範囲でございますが、今回31万円が32万円になったということでございます。これは具体的に申し上げますと、標準家族で4人でいわゆる扶養家族1人につき1万円課税範囲が拡大されたということで、17万円につきましては、これは扶養家族のない方には適用されないということでございますので、よろしくお願いたします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私、具体的に人数も明らかにして聞いたわけですが、標準4人世帯で聞いたわけではないんです。老人世帯2人で1人扶養家族がついてるわけですから、32万掛ける2のプラス17万ですねと。この範囲であれば、従来は均等割であったけれども、今回からは非課税世帯に

なるんですねと、こういうふうに具体的に中身を、私は事例を示してお聞きをしたわけですから、明確に答えてください。

議長（巴里英一君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

お年寄り2人ということになりますと、議員御指摘のとおり1人32万円の2人分64万円、それに加算額が17万円、ですから合計といたしまして81万円と。課税所得が81万円までは非課税になるということでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 既にこれは専決で執行されているわけですね。いわゆる事後報告、専決した後のね。そういうことですね。となりますと、例の老人医療の無料化の問題に関連をして、いわゆる所得割世帯の場合には、老人夫婦2人ですね。所得割の場合であれば、お2人とも一部負担が免除されない。ところが、非課税になりますと一部負担が免除されるわけですね。一部負担が要らなくなる。

いつも7月31日まで、8月1日から新しい切りかえの証明書をもって手続するわけですが、これは既に4月1日からこういうふうになっているわけですから、従来は均等割世帯で該当しなかった。ところが、4月1日からは非課税世帯になって該当するようになった。4、5、6、7、これについてはどういう取り扱いをされているのでしょうか。

議長（巴里英一君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度専決ということで、4月1日から先ほど御答弁いたしましたとおり81万まで均等割非課税ということになってございますけれども、これは課税年度といたしまして平成10年度から執行ということになるわけでございます。その分につきましては課税自身がいまだされておらないと。あくまでも平成10年度分の課税については、先ほど述べたとおりになるということでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 質問したことに対する答弁になってないのと違うか。私は、前年度にさかのぼって、1つの節目が8月1日からなんですね。これね、この制度は。一部負担免除の制度は、7月31日で前年度終結をし

て、8月1日から新しくなるわけですね。だから、8月から10年の3月までのことを聞いたんではないんですよ。既に専決をされている4月1日から、4、5、6、7というのは新しい年度でしょう。これについてはどういう扱いなんですかというふうに聞いてるんです。あなた答えられなければ、その辺のいわゆる事務通達等が大阪府なり国のこの担当課から出ると思うんですが、これは高齢者福祉課答えられますか。

議長（巴里英一君） 上林健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼総務管理課長（上林 啓君） 和気議員さんの質問に私の方からお答えさせていただきます。

この条例の施行年月日は平成10年4月1日からとなっておりますが、平成10年度の個人の市府民税が課税されるのがたしか7月以降になると思いますので、その時点——9年度分につきましては従前の例によるということで、税額が確定していないということになりますので、そういう事後処置が講じられるものと考えております。

〔和気 豊君「そんなこと聞いてないがな。通達が出たんかどうかということを知っている」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 老人医療の件でございますが、現在までまだ課税はされてないということもありますし、府からの通達、いつの時点で基準になるかということの通知がまだ現在府の方から来ておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 予算というのは単年度主義になっておりますから、4月に入ればもうこれは10年度と、こういうことになるわけで、10月1日からいわゆる拘束される法改正に基づく条例をおつくりになっている。専決処分をされていると。当然、この年度に入ってくる、かかわってくる税にかかわる事務取り扱いは、この新しい年度、これによって行くと。それにかかわる税の賦課徴収条例にかかわって、それに伴う事務取り扱いをやっていくと、これが普通のあり方でしょう。通達は来てないけれども、これはそれじゃ通達はないけれども、この泉南市の条例案、地方税法にのっとってどういうようにされていくのか。通達がないから9年度の取り扱いやというふうにしますか。4、5、6、7は9年度の取り扱いやという

ことでやってもいいんですか。単年度主義に違反しませんか。

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 4、5、6の取り扱いにつきましては……（和気 豊君「7まで」と呼ぶ）7月までの取り扱いにつきましては、毎年老人の一部負担金の改正が8月1日でございます。その1日の改正時に当年度の市民税が非課税であるかどうかの判定を行っております。7月までについてはしないということでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） いやいや、だからその根拠は、法改正に伴ったわけですから、通達はないわけでしょう。そういう事務取り扱い通知は来ないわけでしょう。何を根拠にそういうふうにされるんですか。条例でいけば、むしろ非課税に速やかにせないかんわけでしょう。非課税の取り扱いになるわけだから、4月1日をもって非課税になるわけですから、さかのぼって非課税にするわけですから、当然一部負担免除の取り扱いにせないかんわけでしょう。しないという根拠は何ですか。条例ではせないかんわけですよ。ちょっと解釈も教えてください、しないと言うんやったら。

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 何と申しますか、基準月ということですので、まだ現在その取り扱いが、何と申しますか、課税自体がされてないということでございますので、毎年によりますとその基準月、府からの指令によりますと、8月1日で課税された分について、非課税世帯について一部負担の書面を出すということでございますので、よろしく願いします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市民税の納入の——うちの場合には1期から4期と4分割制をとっているわけですが、第1期の納入月日、これはいつですか。

議長（巴里英一君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） お答えいたします。

通常の年度でございますれば、普通徴収の第1期分は6月でございます。ただし、本年度につきましては追加の特別減税という措置がございましたので、後ほどまた御審議願うわけですけれども、1カ月ずらしまして7月の末ということになってございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。もうそれぐらいで。

13番（和気 豊君） ちゃんと答弁になってないからね。それは1期目の納期末でしょう、7月末は。納付書の配布はもっと早いでしょう。それから、その時点で課税されるわけですよ、納付書が行った時点でね。それじゃ、8月からというのはおかしいじゃないですか。百歩譲っておたくの言い分を聞いても、納付書が配布される6月もしくは7月に、もう課税額は明らかになるんですよ。その時点で非課税と認められとったら、8月までまだ余裕ありますがな、6月やったら6、7とこの2カ月を。私、認めてるんじゃないですよ。4月からせなあかん言うてるんですが、おたくらの理屈でいうても、6月に納付すればそれで課税はされるわけですから、決定されるわけですから、非課税家庭か均等割家庭かということが明らかになるわけですから、その時点で絵をかかなあかんわけでしょう。そうでしょう。

議長（巴里英一君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 国民健康保険におきましても、高額療養費等で非課税世帯の判定を行う部分がございます。基準になる月が6月でございます。6月をなぜ基準月とするかと申しますと、診療報酬と申しますのは2カ月おくれの請求になっておりますので、4月分が6月に来ると。その辺の関係で4月からそれは適用してるということなんです。ただ、今回の特別減税に絡みまして、厚生省も大阪府もその辺の見解の整理というのがまだできておりません状態で、通達等がおくれております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） お年寄りの家庭にとっては、昨年の9月から医療費が平均2.5倍に上がったと、いろいろ改定でね。これが非課税になって、この一部負担が免除されるかどうか、これは大きいことなんですね、お年寄りの立場に立てば。老齢福祉年金の年間36万の世帯が日本では30%近くおられると。3万円なんですよ、これ月々に平均しますと。

こういう家庭にとって、医療費の一部負担があるなしについてはどういうことになるのか。この辺をもう少しシビアに負担者の立場に立って考えていただいて、かかる問題については、今岩本課長もお述べになりました

ように、4月にさかのぼって適用するのが本来のあり方だと、こういうふうに言われたわけですから、ひとつ大阪府なり国と鋭意協議をして、できることならば非課税措置による一部負担免除の取り扱いを早急にすると、こういう措置をおとりいただけませんか。

市長、どうですか。事務取り扱い上可能であればという前提です。私もよくそこまで国の取り扱いや府の取扱いはわかりませんが、あくまでも負担者の立場に立ってできることならばやっていただきたい、こういうことなんです。督励してください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ことしはいろんな事情で細目の事務処理の要領なり通達なりがおくれてるということでございますが、それがもちろん議員御指摘のように可能という内容であれば、速やかに事務処理をさせたいと思います。

〔和気 豊君「理屈では可能なんやからね。はい、結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかに質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 11条関係の特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、もう少し詳しく御説明いただきたい。

議長（巴里英一君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまの附則第11条に関連いたしまして説明させていただきます。

この税制といいますのは、エンゼル税制と呼ばれますもので、ベンチャー企業に投資いたします個人投資家、それらに対する税制上の優遇措置ということでございます。ベンチャー企業といいますのは、創業期から5年以内、設立から5年以内の中小企業者、それから相当程度の研究開発を行っている会社ということで、売上高に占めます試験研究費の割合が3%を超しておると、それから大規模会社の子会社でないこと、それらの条件が入ります。

通常でしたら、株式投資した場合、単年度の処理ということで、その年に出ました利益なり損失はその翌年の申告になるわけですがけれども、その中で処置がされると。ただ、ベンチャー企業、若い企業を育てるということで、その企業自身がまだそれほど体力もないといいましょうか、まだ未

熟である、そういうところに投資を行うわけですから、非常にリスクを負っておると。したがって、そこで損失を起こすというんですか、その率が非常に高いであろうと。その場合、その損失について単年度の処置とするのではなしに、株式投資で損失が出れば3年間その損失を分けて繰り越して控除をします。ですから、その辺で投資家が3年間損失控除を受けられるわけですから、それだけ税制上で優遇しようかというような税制になってございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 銀行の金利も大変ないに等しい状態で、市民の株式投資に対する関心も大変高いのではないかと思いますし、アメリカや欧米などでは個人の株式投資というのは大変高くて、利用というんか、それにかかわってる方が。そういう点で、企業なんかの投資も株式による資金調達が多いと言われておるわけなんです、泉南市の中でもかなりの方が株式投資をされとると思いますので、こういうものはなかなか今回の改正によって、そういう周知徹底というか、大変大事だと思うのですが、こういう新しい制度が税制上できたということでの市民へのアピールというんですかね、そういう説明というのはいくらかの形で、こういう条文でやられても我々もなかなか聞いてわからない部分もあるので、そういう点での市民への周知徹底については、何か方法を考えておられるんでしょうか。また、する必要が絶対あると思うんでね、市の広報も出ておるわけですから、わかりやすい法の改正によるこういう制度を知らしていく必要があると思うんですが、広報も含めてひとつ御答弁いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

税制というものについての広報ということでございますが、私どもの方は今議会におきましても、補正の方で140万円の印刷製本費というものを計上させていただいてるわけでございます。その印刷は、税の仕組みを市民の納税者の方にわかっていただくということで、税の基本の小冊子をつくらうということで、税の御理解を得ると。そして、それが市税の確保というんですか、税に対する意識の高揚を図られるといったような形で、この補正で140万と。全世帯に配布いたす考えで、現在税というものの

仕組みを納税者にわかってもらうということで考えているところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 最後にしときますが、こういう設立から5年以内で売り上げの3%を研究開発に使っておる企業ということで、そういう企業がきちっと株式投資をしていただく方を求めているという、そういう情報はあると思うんですが、そういうことも含めて、やはり税を取るといふんか税を納めていただくという分野だけではなしに、こういう制度が出たときに、こういう企業がどういうところにあるのか。株式をしとる方は知ってるんかもわかりませんが、大いにそういうことも含めて株式にそういう情報を提供していくと。株式の方は我々よりもよく関心を持つと思うんですが、そういう投資先の企業の問題についてもよく研究して、広報の場合にはそういうことも含めてひとつやっていただければと思います。意見にしておきます。

議長（巴里英一君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号及び報告第2号につきましては、いずれも原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号））

につきまして御説明を申し上げます。

議案書 19 ページをお開き願います。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしました平成 9 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）について、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成 9 年度の実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして、起債の限度額に変更が生じたもの及び決算見込みによる経費の執行残の減額など、歳入歳出予算について補正措置を専決処分したものでございます。

内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。21 ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ 1 億 7,033 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 201 億 6,201 万 8,000 円とするものでございます。

歳出の主なものについて簡単に御説明を申し上げます。恐れ入りますが、37 ページをお開き願います。国体費の負担金補助及び交付金の 599 万 3,000 円の減額でございますが、これは事業執行に伴う入札減でございます。

次に、39 ページをお開き願います。災害救助費の扶助費 504 万円の減額でございますが、これは災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害による被災者等に対し支給される弔慰金や見舞金等について、当年度は該当者がなかったため減額するものでございます。

次に、40 ページの総合福祉センター費の委託料 2,327 万 2,000 円の減額でございますが、これは当施設の維持管理経費の入札減に伴うものでございます。

次に、42 ページをお開き願います。し尿処理費の 1,341 万円の減額でございますが、これは公共下水道の整備及び合併浄化槽への転換に伴うし尿くみ取り人口の減少によるものでございます。

次に、49 ページの公共下水道費の繰出金 1 億 1,263 万 1,000 円でございますが、これは下水道特別会計の事業の確定に伴う繰出金でございます。

次に、50 ページをお開き願います。非常備消防費の報償費 403 万 7,000 円の減額でございますが、これは消防団員の退職者が当初見込みより少なかったことに伴い減額するものでございます。

次に、53ページ、公債費の償還金利子及び割引料1,723万5,000円でございますが、これは計画的な資金運用に努めた結果、一時借入金利子の減少による減額でございます。

引き続き同ページ、その下の諸支出金1億2,177万3,000円でございますが、公共施設整備基金費以下各基金費につきまして積立金より生じる財産運用収入などを基金に積み立てるための補正でございます。

なお、地方債の追加及び変更につきましては28ページから30ページに、また歳入につきましては31ページから36ページにかけて記載をしているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。――

――和気君

13番（和気 豊君） 2点にのみ限って質問いたします。

33ページに緑化事業寄附金というのがあるんですが、これは泉州環境創造センターからの寄附金だというふうに御説明をいただいたんですが、環境センターですね。ここの決算については、2市1町の市長が理事になり執行すると。そして、事務の取り扱いについても、市から執行職員を送って処理をしていると、こういうことで、当然これだけの利益が――これは泉南市にこれだけ入り、あと田尻や泉佐野にも入っていると思うんですが、どれだけの事業純益が出たのか、そしてそれがどのように配分され、あるいはその他の事業にどういうふうに使途されているのかですね。そういう決算についてはやはり議会へお配りをいただいて、この額がどういう経過の中で、どういう活動の中で出てきたのか、こういうことをやっぱり明らかにしていただきたい。

もともと、本来であれば駐車場は2市1町のものとして運営管理をされるべきものであったんですが、知らない間にここまで先細りして、これだけの寄附金をいただいてありがたく喜んでというそんなていたらなくなったわけですから、せめて事業内容、そしてこの分配に至る事業純益等については決算書に基づいて明らかにしていただき、これが当然あるべき筋だろうというふうに思うんですが、これはもう原課でしていただいているんですか、総務かどこかで。そういうことについてお聞きをしたい。

それから40ページ、ここで委託料2,327万2,000円、これは入札減だというように言われたんですが、補正前の額が9,022万9,000円、そしてそのうち入札減が2,327万2,000円と。一体どういう入札の仕方をしてるんやると、こういうように思うんですが。報告を聞いたつら、もうちょっと報告をこういう質問をせんでもええように、入札の部分はこれだけ、あとはこれだけやということやったらわかるんですが、9,000万のそういう事業費の中で2,327万2,000円、これだけの入札減があると。一体どういう入札になってるんやと。

事が総合福祉センターの運営にかかわる備品であるだけに、ちゃんとした備品が、例えば身障者の皆さんやお年寄りにかかわって必要ないわゆるリハビリ器具とか、そういうものがいたずらに減額されて、本当に有効活用できるようなものになってないということになれば大きな問題ですから、その辺少しお聞かせをいただきたいと、こういうように思います。

以上、2点です。

議長（巴里英一君） 上林健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼総福管理課長（上林 啓君） 私の方からは40ページ、総合福祉センターの委託料で2,327万2,000円の減額につきまして御答弁申し上げます。

この主な減となった委託料につきましては、清掃業務委託料、それと設備定期保守管理委託料、警備業務委託料、今の3点につきましてはかなり大きな入札減によるものでございます。あとの移動席等設備保守点検委託料と障害者誘導システム保守点検委託料につきましては、瑕疵担保のため委託料が不要となった分でございます、金額といたしまして清掃業務の方は不用となった額が1,206万円、それと設備定期保守管理委託料の方で不用となった額が786万4,000円、警備業務委託料の方で不用となった額が163万9,000円、移動席設備保守点検委託料の不用となった分、当初予算組ましていただいております101万円、それと障害者誘導システム保守点検料63万8,000円……（和気 豊君「はい。大体わかりました。もうええよ。それで大体2,300万になるよ」と呼ぶ）これが主な減の内容のものでございます。

それから、備品購入、器具購入費の入札減の分でございますが、203万……（和気 豊君「それは結構です」と呼ぶ）。

議長（巴里英一君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 議員お尋ねのうちの緑化事業の寄附金の件で
ございますけども、これは当財団、泉州都市環境創造センターというのを
当初設立しておりますけども、この3,435万9,000円と申しますのは、
当初の出資割合に基づきましてそれぞれ2市1町に配分されるものでござ
います。総額は9,800万です。

それと、議会への報告なんですけども、地方自治法の規定に基づきまし
て泉南市出資割合35%ということになっておりますので、議会の報告の
出資割合じゃないということで議会への報告はしておりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） せっかく難産をして、先細って先細ってやっと到達
したこの環境センターですね。そんな35%の出資比率を盾に決算の中身
を報告しないと。これはどういうことなんですか。道義的にも、この生ま
れた経過からしても、皆さんに御苦労いただいた——議会も苦労したんで
すよ。その結果がこういうふうな形になってあらわれまして、事業純益
はこうですと、こういう決算のあり方ぐらいは報告したってどうというこ
とないでしょう。しゃくし定規に、すべてのことをこういうことで運ばれ
ますか。報告する義務があるやると、そこまで言うてるんじゃないんです
よ。報告するのが議会と行政のあり方からしても円滑にスムーズにいくん
じゃないですかと、こういうことを言外に含めたそういう質問をしてるわ
けですから、その意のあるところを酌んでもう一回答弁し直しなさい。

議長（巴里英一君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 当財団の監査とか決算報告等は、理事会なり
それぞれされておるわけなんですけども、法の規定に基づきますと、こう
いう議会報告の形式で報告することにはなっていないわけです。しかしなが
ら、先生の御意見も参考にしまして、本市には空特委員会等もございま
すんで、その辺で今後は全体の泉州都市環境創造センターの決算概要につ
いては御報告していきたいと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 空対室参与は2年に一度おかわりになるわけです
から、事のここに至った経過というのは御存じない、御案内ではないという

ことでよくわかります。その点では一番当初からよく経過を知っておられます市長なり助役からもう一度、あるべき姿として今報告されたことでも結構ですから、追認していただくような御答弁をお願いしたいと。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉州都市環境創造センターの決算について、議会にも報告すべきであるという御質問でございます。法的なことは別にいたしまして、これまでの経過もでございますので、その内容について御報告をしたいというふうに思います。ただ、今議論になっておりますこの件は平成9年度の決算ということで、評議員会、これは議長さんも入っておられるんですが、私は理事ということなんですけども、その決算の理事会が先般の6月の10日に終わったところでございます。したがって、次の空特委員会なりで9年度の決算概要という形で報告をさしていただきたいと、このように思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 9年度の補正予算でございますが、これは大体これで全部予算を締めたというように理解していいのでしょうか。

それから、全体の内容を見ますと、一般会計の分は2億6,900万のマイナスというか、減額ですね。特定財源の方で4億4,000万の収入があったようになってるんですが、その中でやはり大きいのは市債の3億1,400万ということで、この数字だけ見れば、また借金がふえたということになるんですが、そういう点で財政問題からこういう内容についてどうかということ。

もう1つは、歳入の中で市税部分の歳入は一切上がってないんですが、この監査報告などを見てまいりますと、4月末で2億円ほどまだ一般財源では歳入になってないわけですね。それから、税外収入では23億円も収入になってないわけなんですけど、この辺との絡みでは、この歳入部分はどうなるのかですね。

それから、もう1つは、この中にはし尿の使用料しか入ってないんですが、決算委員会でも問題になっております市役所の食堂の使用料が一切入ってないということが議論になってるんですが、私も大変このことを心配して気にしとって、いろいろ聞いてみますと、いつでも払うと。しかし、

払えない事情があるんだというようなことを言って、それが気に入らるのであればいつでも放り出してくれということまで言われておるんですが、我々が聞いとることと随分違うので、なぜ食堂の使用料が入ってないか。これは市民感情なり毎日市民の多くも使いますし、私たちも使いますし、払ってないんだという情報しか私たちは公式には聞いてないので、そういうことでは大変まずいと思うんですね、施設の性格からいっても。その辺は一体どうなっとるのか。この使用料の問題で歳入に上がってないんですけども、最終の締めとして全部入っとるからもうこれを上げてないのかです。その辺の御説明をひとついただきたいと思います。

あとについては結構です。その分だけお答えください。

議長（巴里英一君） 理事者の答弁。大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） まず、歳入のところでございますが、これで予算を締めたのかという質問でございます。その中で税の歳入が入っておらないというような御質問もございましたが、歳出予算を編成するに当たって歳入を予算化しなければいけないというようなことがございますので、歳出に見合う歳入を計上さしていただいたというようなことでございますので、これがすべて税が入っておるということでもございません。歳出に見合うべく歳入を予算化さしていただいたというところでございます。

それと、使用料の中の食堂の使用料でございますが、これにつきましては、現時点では平成8年の10月ごろでしたかね、その辺ぐらいから食堂の使用料が入ってございません。これにつきましては、さきの予算委員会でも御指摘を受け、食堂の経営者と鋭意折衝というんですか、支払っていただくように申し上げておるところでございますが、まだ解決に至ってはございません。我々といたしましても、今後とも払っていただくように努力をし、万が一払っていただかないというようなことになってきますと、それなりの対応もとっていかざるを得ないと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔小山広明君「払えない理由があるんやろ。そこもちゃんと言わんとあかん。ただ払ってない、払ってないでは」と呼ぶ〕

総務部長（大田 宏君） （続）申しわけございません。理由といたしますのは、食堂の機器類の関係でございまして、機器を市の方が整えると言うておりながら整えてもらえなかったというようなことで、食堂の経営者自身

が厨房の機器を購入して入れておるといことで、約束が違うではないかというような話がございませう。それで、厨房の機器類の支払いに食堂からの収入を充てていかなければいけないので、とても使用料は払い切れないというようなことございませう。その厨房の機器について、いろいろと経営者の言い分、また我々の言い分というんですか、そういうのがなかなか一致しないというようなことございませうので、その辺を何とかお互いに合意点を見出していきたいと、このように今努力してるところございませう。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） これは人権問題ですよ、こういうあり方、今の説明のあり方。初めてそれを今言うわけでしょう、公の場で。なぜいろんな公の場でそれを聞かれたときに、そういう肝心なことを説明しないんですか。それは経営者にとっても、皆さんのために一生懸命頑張って食事をつくっとるんじゃないですか。特に命に直結するような食事をつくっとる人たちに対して、もうちょっときちとした対応をしなかったら、何のための食堂なんですか、これ。当然、今の話をあなた方から聞く限りにおいても、当然向こうにも言い分あるじゃないですか。ちゃんとした厨房設備をつくらなかったらつくれないんだから。そういうことをきちとして、契約をして入っていただいて、職員の、また市民の食堂として機能するんじゃないですか。

ここで余り詳しくは詰めたくはないです。私も向こうからも聞いてませうよ。これは今になって——私も聞いとったら、正直、食堂へ行かなかったです。はっきり言えばね。家賃も払わんとやっとするのに、そんなとこに食べに行けるかいなと。私だけじゃないと思ひませうよ、そういうことを聞けば。そら、税金が当然払ってもらふべきものが払われてないわけですから、そんなとこに食べに行けるかいなと、そう思うのは普通の感情じゃないですか。初めて私はその事実を知って、ほんとに私も一方的なことだけ聞いて、自分の行動をしとったなということを反省ませう。

しかし、こういうような、本当に今泉南市内で地場産業にしても一生懸命頑張って——これ、地場産業の1つでもありますわね、企業経営しとるわけですから。奉仕でやっとするわけじゃないでしょう。そういう重大な事実があるのに、そういうことを私は意図的に隠しとったとしか言わざるを

得ないですよ、知ったわけですから。その説明は1回たりともしましたか、そういうことを。市長も自分のやかたに食堂があるんですが、時々食堂に行ってらっしゃるんかどうかわかりませんが、やはり社員の働く源泉じゃないですか、食堂なんていうのは。そこがもっと良好な形でみんなに気持ちよく使ってもらえるようにするためには、今の問題は大変大きな問題ですよ、これは。

私は、経営者の方にも言いました。そういうことであれば、あそこへ張ったらどうやと。こう言われとるけども、こうなんだと。御理解くださいと。そういうようなことをやらないと、みんな知りませんよということまで言ったんですよ。全然それは一方的な都合のいい説明だけでみんなに知らされとると。こんなことが許されるんですか、一体。

ほかのことは言いたくないですけど、やっぱり何か都合のいいことしか説明をしない。それでだめだ、だめだとか、評価をしとるというのは、おかしいんじゃないですか。速やかにその方の人権の回復と、今までそのことについて損をこうむったことについてのきちとしたことはやって、気持ちのいい食堂施設として機能するようにせないかんのじゃないですか。そのことはどうなんですか、これ。

ここで余りすぎす僕は詰めたくはないんですけども、この基本的なことをちゃんと回復して、やっぱり速やかな環境をつくっていただきたい。これは担当部長というよりも市長、姿勢の問題ですよ。市の姿勢の問題。ちゃんとした解決ができるように、やっぱり市として明らかにしてくださいと。大変な問題でしょう、今この明らかになったことだけでも。違いますか。どうですか。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） この食堂の関係でございますが、今の業者が入札によって入る段階におきまして現場説明をし、機器も見せて、この機器でやってくださいということで契約を我々としたらしておるわけでございます。現場説明もしてやっておるわけでございます。

ただ、業者側の方からしたら、この機器が使いにくいとか、それはいろいろあったかと思いますが、現場説明の中でこの機器でということをやっておりますので、それで我々としたらやっていただかなくては行けないと。ただ、器具を変えたのは業者側の使い勝手のいろいろのそういうような点

があったことだろうと思っております。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 答弁をこころ変えてもらったら困るんですよ。なぜ今それを言うんですか。少なくとも、それはあなたのところから見れば納得できない理由かもわからないけど、なぜ業者が払わないかという理由については、公平に議会なり市民に報告するべきじゃないですか。それを言ってるんですよ、私は。そしたら我々は判断できるじゃないですか。あ、これは業者も1つの言い分があるんだなと。一切そのことを言わずに、ただ払ってくれないんだということしか説明しないのが問題だと私言ってるんですよ。しかし、あなた方は専門家でも何でもないわけです。これでやってくださいといっても、それでやれないということだと、それは話し合いをするのは当たり前じゃないですか。木で鼻をくくったように、これでやってくださいと。やれないものをやってくださいと言ったって、やれなかったらやれないでしょう。

これは市役所の食堂ですよ。一般にどこかにある店じゃないですよ。それで業者は、これじゃやれないと。業者だって責任ありますわ、そら。私は前の状態知ってますよ。前の業者は何年入ったんですか。そのまま使えということ自身がおかしいんじゃないですか。そういうことを、今になってそういう説明をする。そのことを何も是認しないですよ。しかし、ちゃんとそういうことを客観的に説明をして、この使用料が入ってないんだということを言わないといけないということを使うんですよ。

しかも、家賃は5万円でしょう。これは実態的には電気代でしょう。電気代がメーターが別にできないからということで、実質的には家賃じゃないんですね。電気代なんですよ。だから、そういう電気代にしても水道代にしてもガス代にしても、全部あなたのところが持って貸しとるわけですから、いわゆるただで貸しとる——ただと言ったらおかしいけども、そういう使用料は取ってないはずですよ、この問題についてはね。

水道の問題も聞いてます。赤い水が出ると。直してくれと何回言っても直らないと言ってるんで、業者はみずから赤い水が直る機械を設置してますね。プロパンガスでも、専門家ですからわかってますわね。こんな高いはずないといって、業者を変えたらかなり落ちとるでしょう。

だから、もう少し専門家という人たちとコミュニケーションをとって、合理的なやり方でやらないといけませんよ。そういう市の姿勢なんですわ。一方的に業者のそういう言い分を理解しようとしな。そして、長い間こうやってほったらかしにしとると。そして、聞いたらそういう不利な説明は一切しない。こういう市の姿勢を私は言っとるんですよ。細かいことはまた詰めるとしてもね。

だから、私は市長に、今まで起こったことはいいですよ、ある意味で。これからどうするかというときに、私これだけの具体的な問題を提起しながら、市長が答弁に立とうとしない。この問題も今ここまで置かれてきたことの姿勢の問題ですよ。部長に答弁さす問題じゃないでしょう、これは。そして、部長の答弁は何ですか、今の答弁は。このままやってくださいと言ったけど、業者が勝手にやったんだと。勝手にやったかどうか知りません。それであなた方は食堂で飯を食べとるんでしょがな。私たちも食べてますよ。そら、業者としては食品衛生法からいろんなことがあって、何十年も使ったような施設をそのまま使えますか。そういうことを言うこと自身がおかしいじゃないですか。相手に物を言っても、相手が理解してくれなかったら、それは言うたことにならないですよ。大変なこんなことが足元で起こるとるなんていうこと、ほんとに我々だって不勉強で、大変僕も反省しとるんですけどね。

市長、こういうことまで言って市長答弁できないですか。この問題はほんとに大きな問題でしょう。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私もこの前の委員会の経過について聞きました。私が言いましたのは、しかし使用料は使用料、これはあくまでも契約に基づいて払ってもらわんといかん問題でございます。施設改善とか、あるいは衛生上いろいろ問題があって、どうしてもそうせざるを得ないという言い分もあるように聞いております。それはそれで、しからばその部分は、全額その運営している業者ですべて設備投資できるものなのかどうかですね。このあたりは十分経過なりを聞いて、1つ考えなければいけない問題だと。だからといって、使用料を払わないと。これは筋が違うと。やっぱり使用料は使用料、これは契約してるわけですからね。そういう考えでございます。

〔小山広明君「議長、最後で結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、貸す側の責任があって、それが全うされて借りとる方はお金を払うんです。それは普通の契約ですよ。やることもやらんと、使用料は使用料ですわと。そういうことが役所的やと言うんですよ。民間だったら許せないですよ、そんなもの。そうでしょう。当然、あなた方は貸しとる責任がある。赤い水が出る問題も速やかに直す責任がありますよ。何十年も使ってきたものをさあそのまま使ってくださいといっても、それは対等な立場でできないといったときには考えるべきですよ、それは。それは別なんだ、使用料は使用料なんだと。使用料の性格も先ほど言ったじゃないですか、私。だから、もうちょっと相手と心の通い合う関係を持つことが大事やと。これはこの食堂の関係だけじゃないですわ、市長の態度は。市長というよりも役所の態度ね、我々から見れば。貸してやっとるんだと、こんなこと通りますかいな、民間の関係では。借りていただいとるという態度ですよ、普通は。それで理解が通ずるんでしょう。

私、答弁別にもらおうと思ってないですが、答弁するならしていただいたら結構ですけどね、やっぱり役所はもうちょっと市民に対して、本当に市民のためにやっとるという姿勢。食堂を自分でやったらいいんです、それやったらね。自分で食堂を経営したらいいんじゃないですか。そうでしょう。わざわざ業者、専門家の方に来ていただいてやってもらっとるんですから。

そういうことで、もう少し市民が食堂に来て気持ちいいように使えるようにするためには、そういう環境整備をせなあかんのは当然ですよ。すべての責任は市長にありますよ。あなた方が主体性を持つとるんだから。それを、何かちょっと業者というよりも相手がちょっとしたミスがあったら、もうそれだけを言うて攻めまくるといような、そんな市民と対立してどないしまんねん。ほんとに市長、姿勢を改めてもらわないと、こんな問題何ほでも出てきますわ。そして、市に対してものすごく不信感ばかり出てきますよ。それが徴収率なんかでも一番低いという原因の1つじゃないですか。信頼されてないことの1つですよ。ほかの市かて同じことをやっとるんだから。ほんと、今の市は信頼されてないですよ。そのことだけ言っときますわ。それを腹立って、なおそれをきつうやるんやったら、

やってもいいかしらんけども、本当に市民のために、市のために来ていただいている業者のためにも、やはり少なくとも対等の立場で関係してください。これは切にお願いしておきますわ。

議長（巴里英一君） ほかに質疑はありませんか。———北出君。

21番（北出寧啓君） 何点かにわたって質問させていただきます。

まず、45ページの菟砥橋海岸線改良事業費についての御説明をお願いします。

第2点といたしまして、53ページの諸支出金の中の公共施設整備基金費についてですけれども、市債の発行額も相当額ありますし、基金も整備しなきゃならないということで、その兼ね合いですね、その辺のことの判断をもう少し説明していただきたいと思います。

それから、49ページの流域下水道繰出金について、もう少し詳細な説明をお願いします。

それから、まだ一昨日の質問に対して減免対象に対する資料はいただいておりますけれども、平成10年度新たに発生した減免対象があれば示していただきたい。

それから、先ほどの議論で私も気になったわけですが、議会なので法に基づいて議論をするのが当然でございまして、先ほどの食堂の問題で、泉南市公有財産規則第15条、2,129ページですね。「部長は、その所管に属する行政財産の用途を変更する必要があるときは、次の号に掲げる事項とその関係図面を添え、市長の決裁を受けなければならない。

用途変更の理由 用途変更する行政財産 用途変更の内容 その他必要な事項」と。こういうことが厨房の、これは取りかえか何かわかりませんが、そういう届け出と協議があったのかどうか。それがなければ基本的に法に反してきますので、まずその点を明らかにしなければ、いい、悪いという判断は出てこないと思いますので、その点についての説明をお聞きしたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長（大前輝俊君） 先ほどの北出議員の基金と市債の兼ね合いでございしますが、今回平成9年度は17億円程度の市債の発行になりまして、前年の8年と比べますと、前年は確かに大きな事業がございま

したので、40億円程度市債の発行額が減っております。

今回、一般財源も2億6,000万減っているわけですが、その分市債発行とか振興補助とかありますので、基金の取り崩しも少なく済まして、結果的に平成8年度と比べますと、9年度の決算では平成8年度よりは公共、公債費については同程度あるいは少し上回るのではないかと考えております。

また、市債の発行につきましても、今後、後年度負担ということにも絡んでまいりますので、事業等の選択も行いながら、できるだけ発行額を抑制していくという方向で考えていかなければならないと思っているところでございます。

諸支出金の内容でございますが、今回公共施設に5,600万円、公債費基金に6,300万円余り、福祉基金に60万、医療基金に135万円余りを積み立てまして、合計1億2,100万円余りとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、食堂の質問について御答弁申し上げます。

まず、泉南市公有財産規則の中の15条、行政財産の用途変更というところでございますが、これはあくまでも行政財産を普通財産に用途変更するとか、そういうところの規定でございます。御質問の食堂の備品の入れかえというんですか、これにつきましては業者が入れた分につきましては、市の方に承認をもらってというような手続は全く行っておりません。ただ、市としましてどのような備品が入っておるかということだけは確認できております。

以上です。

議長（巴里英一君） 池上事業部道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 菟砥橋海岸線の関係でございますけども、どういう内容かということでお答えいたします。

延長で約120mの間、男里川の右岸ですけども、植栽帯とか、それから縁石とか排水とか、現場の方の歩道の整備ということで、昨年引き続きまして平成9年度もやらしていただいたと。平成8年、9年という形でやらしていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 北出議員御質問の49ページ、公共下水道費、流域下水道繰出金でございます。これにつきましては、大阪府が事業主体となります流域下水道の負担金に充てられるものでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から、昨日一般質問の中で北出議員より資料提出の減免の件でございますが、現在資料作成中ございまして、でき次第議長と相談した上で配付方法等考えまして、早い時期に提出いたしたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 議長、よろしくお願いたしたいんですけど、本議会会期中ということで判断さしていただいてよろしいんですか。

議長（巴里英一君） 答えさせます。

21番（北出寧啓君） はい、わかりました。ちょっと質問1点。さっき質問さしていただいたのは、新たな予算で、新たに生じた減免措置対象の物件があるかどうかということをお尋ねいたしたんですけれども、先にその点お答えください。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 大変失礼しました。10年度に発生した減免があるかということですが、それもあわせて資料として提出いたしたいと思っております。あるということでございます。

そして、資料の提出期限ですけれども、本議会開催中に配付できるよう努力いたしたいと思っております。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 先ほど総務部長の御発言で、ここは適用されない、こういう問題に適用される条例ではないということなんですね。ちょっと不明なんでお教えいただきたいんですけれども、契約時というのは、その物件の所有はどこなんですか。新たに今回契約された人ですね、契約を交わす段階で、厨房を含めて食堂の所有権及びその物品の所有権はどこにあったんですか。

それがもし泉南市の所有権であれば、その改修とか云々というのは問題になってくるんで、そしたらそれに抵触する法、条例というのはどこにあるか、あればお示しいただきたい。そこのところをもう少し合理的に説明していただかないと、なかなか先ほどの説明では納得できない。例えば、勝手に変えていいんかというふうな話になりますし、その辺ちょっと明快に説明していただけないでしょうか。関連法を含めてですね。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から答弁をさせていただきます。

まず、この食堂は行政財産でございます。それで法に基づきまして、これは自治法でございますが、まずは目的外使用という形で食堂を貸しております。そして、先ほども総務部長が申し上げた中身の部品というんですか、その食堂に使うその用品、そういうもんはあくまでも契約上の形で交わしていくと。おっしゃるとおり、そういうもんを変える場合は、やはり貸し主の承認が要るといような形のもんは、契約上にはうたっているはずでございます。

それで、法上——法上といえ、やはり民法上、契約上といえ民法上、そして財産的にいえば自治法で言う目的外使用ということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 民法上の規定と地方自治法上の規定を説明いただいたんですけれども、もう一度改めてちょっと申し上げたいんですけれども、泉南市公有財産規則の21条ですね。19条には、「行政財産の使用期間は、1年をこえることができない。」。21条には、「行政財産の使用の許可をする場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。」ということ、「あらかじめ承認を受けた場合のほか、使用財産の使用目的又は原状を変更しないこと。」云々が書かれております。この規則は適用されないんでしょうか。当然、今契約をされたということですから、我々不明な部分が多いので、もしよければ契約文を議員に示していただきたいと。よろしく願います。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） まず、食堂経営者と結んでおる書類につきましては提出させていただきます。

それと、先ほど質問の18条、使用許可の範囲というところでございますが、これにつきまして中の改造とかのことにつきまして、市が設置した分については、原状を変更するということになれば、当然許可が必要になるかと、このように考えておるところでございます。

それと、建物の内装とかこれらにつきましては、これは市の方でやるものでございます。業者がやってございません。備品類というんですか、厨房の一部について業者が入れかえたというところございまして、当然これについては市の許可をとるべきものであると理解いたしております。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） つまり、泉南市公有財産規則に、変更した場合、業者は違法行為であるというふうに判断さしていただいてよろしいのでしょうか。法にのっとって発言、判断していただきたいと思っておりますので、感情論ではございませんので。違法かどうかをお示し願いたい。

もちろん、契約上の問題もございすけれども、契約はあくまで泉南市公有財産規則を逸脱するものではなくて、その枠に取り込まれた契約でしかあり得ないと思っておりますので、そういう点について21条等に違反してるかどうかをお聞きしたわけで、違法でしたら違法であるというふうに答弁いただきたい。それ以降、それではどのような処置になるかということは、法にのっとって判断されるべきでありまして、云々かんぬんという感情論ではございませんので、行政としては厳正に法的手続なり、法にのっとって判断していただきたい。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 業者と結んでるのは、契約書という形のものではなくして、行政財産使用許可書という形で結んでおります。その中の5条で、使用の制限というのがございます。ちょっと読みさせていただきますと、「使用者は、使用財産について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときはこの限りではない。」という規定を設けておるところでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、その書面上の書類は出たんですか、そのときに、改築のときに。

議長（巴里英一君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） お答え申し上げます。

当時、現場説明を行って、それから行政財産の使用許可申請書を出したということでございまして、その後開店までの間に厨房施設の一部を入れかえたということでございまして、その承認申請等は一切出ておりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） この質問は一応終わらせていただきます。判断はお聞きいたしましたので、あと運営に協力させていただきなきやありませんので。

ただ、1点だけ、もう一回市債の今後予想される最高額の年限及びその額面について、できればお示ししていただきたい。

議長（巴里英一君） 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長（大前輝俊君） 資料はつくっておるわけですが、現在ちょっと持っておりませんので……。ただ、義務的経費につきましては今ここにございますので、13年度の見込みですが、123億円程度になるのではないかと試算しております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

〔「議長」の声あり〕

議長（巴里英一君） 討論に入ります。討論はありませんか。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） はい。

22番（林 治君） 議長、あと質問ありませんかと言わないと。言っていなかったら、閉じたらいいんですよ。そして、あなたが言いかけたとき、私、議長と言うてるんですから、無視して、手を挙げて議長て言うてるんですから、あなたが声出して言いなさいと言うから私もやってるんですわ。そんな勝手に言うてる最中にべらべらそうやって終わってしまうようなことを言うてしまわずに、発言さしたらどうですか。

議長（巴里英一君） はい、わかりました。

〔林 治君「議長、いやいや、私、発言、質問あるんですよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） もう終結しましたから。

〔林 治君「終結しましたて、私が議長と言うてるのに、あなたが無視してやったんですよ。それは議長横暴ですよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） そうですか。とにかく終結いたしましたんで、それを進みます。

〔林 治君「何ですか。そしたら、そのことについてどうするんですか、議事運営。私が聞いているんですよ。そういう議事の運営の仕方ないじゃないですか。私が議長と言うてるんですからね、そんなに難しい問題じゃないでしょう。何で当てないんですか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 討論はありませんか。

〔林 治君「討論じゃないですよ。私、今議事運営について質問してるんですよ、議長の運営のやり方について。私も質問あるんですよ、この中で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 討論なしと認めます。

〔林 治君「そんな横暴はやめとけ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時3分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

議案書の59ページでございます。本予算につきまして変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

61ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ2,070万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ38億7,509万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。67ページをお開き願います。国庫補助金につきましては、補助金の確定により8,365万2,000円の減額となっております。

次に、諸収入の3,032万1,000円でございますが、その主なものとしたしまして、中部ポンプ場の維持管理費の確定による増額1,395万6,000円と新産業都市等補助率差額の適用による過年度収入1,019万円でございます。

次に、市債の8,000万円の減額でございますが、これは下水道事業費の確定による減額でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

69ページをお開き願います。下水道建設費につきましては、事業実施に伴う入札執行等による減額でございます。

次に、公債費でございますが、これは当初予定をしておりました発行利率が最近の金利情勢の低下により低金利で発行したことによる減額でございます。

恐れ入りますが、65ページにお戻り願います。平成9年度に実施をいたしました工事が年度内に完了しなかったことに伴いまして、予算の適正な執行を図るべく繰越明許費を補正をしたものでございます。内容でございますが、下水道建設費5億1,871万5,000円でございます。

また、地方債の変更につきましては、66ページに記載をいたしておる

とおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（上野健二君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 今、遠藤助役の方から御説明があって、トータル的には2,070万の減額にはなっておるんですが、歳入明細の中では、いわゆる財政が大変しんどいということで何百万、何十万の金も切っとる中で、1億1,200万円の一般会計の繰り入れはどういう内容なのか。これは何か特別手当がされて一般会計を経由して入ってきたのか、この歳入金額の中身について御説明をいただきたいと思います。

それから、この公債費についての金利が下がったから云々という話があるんですが、これは一時借入金ではないように思うんですが、いわゆる一般の起債分と思うんですが、いわゆる幅を持って予算に計上しておりますが、この間に金利が下がったり上がったりしたのかなと。もうずっと低金利状態じゃないかなと思うんですが、この金利が下がった中身の明細についてお示しをいただきたいと。

それから、入札減について、もし明細が——もしというんか、明細をひとつ御報告を。どういう内容での減額なのか、お示しをいただきたい。

それから、市債の減額8,000万円の中身でございますが、確定によるということをおっしゃっておるんですが、これはそういう額が下がるということは一体どうなのか。やろうとした工事がしなくてよくなったんじゃないかなとちょっと思うんですが、いわゆる確定によって起債が減ったと、市債が減ったということは、一体具体的にはどういうことなのか、御説明をいただきたいと思います。

それと、今下水道事業がいろんなところで行われておるんですが、なかなかどういう基準で工事を実際やっておるのか。市長の答弁の中にも、この分野については少しスローダウンするんだというようなことも言われておりますから、そういう点での反映というのは、具体的にはどうなってるのか。できれば議会にきちっとこれからの進め方について、市民にも議会にもわかるような形できちっと示しといていただきたいと思います。

以上です。

副議長（上野健二君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 小山議員の方から下水に係る5点ありまして、私の方から担当のものを回答させていただきます。

まず、入札減というふうに説明しておりますが、650万ほど計上してるところでございますが、補正予算として650万を減額するというものでございまして、実際に入札減と申しますか、実際の入札減はもう少し大きい額となっております。具体の金額につきましては、おおむね3,000万ほどでございます。おおむね3,000万ほど入札減が出ております。これは1回1回の入札の減のトータルでございますので、予算とは違うものでございます。

それから、歳入のことでございますけども、先ほど北出議員の方で49ページの方で説明をさしてもらいましたように、流域下水道の繰入金について、これは一般会計の方から、一般会計で市債を発行して持つということをしたので、特会上は繰り入れ1億円となったものでございます。

それから、市債が減額されたというふうな質問がございました。これにつきましては、おっしゃるように補助金が減額等されておりますので、予定された工事金額より少し減ったと。予定された事業規模を執行しなかったため、それに伴って市債の発行も少なくなったということでございます。なお、予定された工事につきましては、結果的に予定以上の区域は事業をしたというところでございます。

それから、下水道の計画の進め方、最後ございましたけども、これにつきましては、今のところ旧26号線、堺阪南線より浜手側の残区域の整備を基本としつつも、一部山手側についても着手していくということが今の基本的なスタンスでございます。

以上でございます。

副議長（上野健二君） 赤井下水道次長。

下水道部次長兼施設課長（赤井弘幸君） 失礼します。私から、69ページの公債費の減額補正の件でお答え申し上げます。

公債費の減額補正でございますけれども、償還金利子及び割引料ということで市債利子償還金で940万円の減額をしております。これにつきましては、当初予算でいわゆる金利を3%ということで見込ませていただきましたけれども、2.6%に変更になったということでございます。

また、その下の一時借入金利子480万円でございますけれども、これにつきましても当初見込みでは3%で見込みましたけれども、金利の変更によりまして1.624%に変更になったという理由でございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、1つ目の答弁では、650万円の入札減というのは、実際トータル的には3,000万円の入札減がこの年度ではあったと、こういうことなんですね。そのベースになるものが29億7,600万に対して3,000万の入札減があったと、こう理解していいんですね。——はい。パーセンテージ的には1%ぐらい、29億に対して3,000万、1%ぐらい……。まあいいですけども、29億に対して3,000万ということでは1%ですね。

最近、随分公共事業が割高ではないかということで、3割ぐらい高いんじゃないかというのも新聞にも載っておりますが、1%が入札減というのは、入札制度もいろいろ改善をして、より競争入札がしやすいような制度に移行しとるわけなんですけども、トータル的にこの1%しか予定価格よりは低くないと、こういう結果なんですか。そういう理解でいいのかどうか。そうであれば、かなりあるわけでしょう、その予定価格と最低価格の幅がですね。それと比べると、かなり予定価格近くで入札がこの年度はされたということなんではないでしょうか。そこはちょっとそういうように読めるんですが、改めてお答えをしておいていただきたいと思います。

それから、繰入金相当、一般会計から繰り入れをたくさんしておるわけなんですけども、これは一般会計で市債で借りて、原資は市債で借りたのを一般会計を通して下水の特会に入ってきてとると、こういうように私は聞こえたんですが、そうすると一般会計の繰り入れといってもやはり借金だということなんですね。こういうことで市の財政がしんどいという割には、この今回の補正にしても、これから出てまいります補正予算にしても、やっぱり起債がどんどんふえとると。一体この歯どめというのはどこに置くのかなというように思うので、もうひとつ見えないのでね、こういうところはきちっと数字目標を出していただきたいと思います。これは今でなくても結構ですけども、そういうことでよろしくお願いします。

これからの進め方についても、前から聞いとる同じ回答を今いただいた

んですが、しかし工事しとるところを見ると、何でここがこうなるとるのかなというようなところが多いんで、もう少し市民に基準というものをきちっと示して、やはり誤解のないようにやるべきだと思いますね。

残ったところについては、十分な説明を、なぜここは残ったのかということをやらないと、私も時々ここを回って、何でここだけ残されたのということと言われることがあるので、残されたところについては、よく説明をしておいていただきたい。みんな目の前まで来とれば、家なんかする場合には早くつなぎ込みたいわけですから、そういう点での内容がよく市民にわかるようにしてもらいたいと思います。

市債の内容については、工事額が減ったということは、これは工事量は予定どおりしたということですから、予定しておった金額が下がったから、トータルが下がれば市債が減ったと、こういう理解でいいんでしょうね。そうすると、さっきの1%ぐらいしか減ってないわけですから、ちょっとそこと矛盾するんじゃないかなとも思いますから、先ほどの分に含めてお答えをしておいてください。それで結構ですから、お願いします。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） まことに申しわけありません。3,000万は3億の間違いでした。申しわけございません。3億の入札減といえますのは、1つ1つの落札差を集めたものが3億でございますして、そのすき間としましては、どんどん次年度工事を前倒しして発注してるということで、そのトータルの結果が今回の650万の減額補正ということでございます。繰り返しますと、1つ1つの工事、二十何件発注しましたけども、その差額が3億ではございますけども、次年度工事を前倒ししてますので、本来10年で行う工事を9年で行ったり、前倒しして差金を使って工事をしましたので、結果的にその3億も埋めて、最終的には650万になったというふうに御理解願えたらと考えております。

それと、その29億につきましては、入札をしない、下水道建設費の中におきましては流域下水道の負担金であるとか、それからガス、関電負担金であるとか、入札を要しない費用もありますので、その29分の3がその落札率といえますか、そういうことには当たらないという構造になっております。（小山広明君「だから、それを言うてよ。何に対して3億や」と呼ぶ）ですので、ちょっと粗いデータしかございませんけど、大体発注

金額がおおむね16億程度の発注をしたと。で、入札のトータルが13億だったということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、入札対象金額はおおむね15～16億というようにして、3億となれば20%ですね。だから、20%ぐらいが要するに予算額に対しては低い価格で工事がされたと。こういうもので浮いてきたお金は、何か次の事業にどんどん回していけるんですか、横流してきめるんですか、これ。余ったものはその一般会計というんか、一般財源の方に戻して、起債を発行せんでいいようにするとか、そういうようにしないと、全然まだ予算でも決めてないのに、別に金額をばくっと予算決定しとるわけじゃないでしょう。

この工事とかこの工事とか、路線名でちゃんと予算に出して審議して決めとるわけやから、ちょっと金が余ったからといって、全然関係ないところへ大きな工事に回せるんですか。これ、3億といたらかなり大きな金額やからね。これだけがいわゆる入札減で浮いてきたんであれば、それはちゃんと正しい処理をしないと、我々議会で審議をして、その内容以外のことにこの工事が使われるということになりますよ、今の説明でいえば。3億円なんですよ。金額的には。僕、それはちょっと予算執行上まずいんじゃないかなと思いますよ、そういうやり方であればね。見えないし——今650万と見えたからわかりますけども、今公共事業が割高だと言われるときに、やっぱり競争入札をして、より競争していただく中でよりよいものを安くと、そういう成果をちゃんと市民に見せたら、それは浮いた分で今度はこの工事ができたんだということを明確にしていかないと、ちょっとわからないんじゃないでしょうかね。そういう処理でいいんでしょうか。僕はちょっと常識的にだめなように思いますよ、そういう処理の仕方は。次年度の工事に回したとかね。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 小山議員の御質問でございますけども、市域には下水を待っている人がたくさんいらっしゃいますので、そういった金は、できるだけ早く下水の整備に使えるように回していきたいという考え方で、決められた予算の中でできるだけたくさんの整備ができるよう

に図ったということでございます。

それから、国の補助金等の関係もありますので、決められた額でたくさん
の事業をしたいということから、次年度事業を前倒しで行ったという
ことでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、だから予算をちゃんと上げて審議してやってい
くのは、それはいいんですよ。そういう手続をせずに、余ったからという
て、議会に何も示さずにあんたらが自由に裁量しながら工事を発注できる
んですかということをおっしゃるんですよ。当然、それは何千万を超えれ
ば議会の承認事項がありますけども、超えなくてもおたくは1つの要綱で
ちゃんと契約していったらいいわけでしょう。

何も議会は下水道事業で何億円を認めたと、何でもそれは使ってくださ
ったら結構ですよというんじゃないでしょう、審議などというのは。もう
ちょっと本当は、示されとる、されてないは別として、具体的にここを工
事するんだと、これに何ぼ要るんだと。その積み上げの中で、何億円の補
正予算なり予算審議するんじゃないですか。待っとるからといって、余っ
たから議会に何も、どこやるか、どういう必要性があるかも全然示さず
に、あんたんとこの勝手に余った金を自由に使うとなれば、それは議会軽視
ですよ。一たんちゃんと歳入の方へ返還をしてから、何に使うかというこ
とをちゃんと議案として示して、それで承認をしながらやるのがほんまじ
ゃないですか。

議長（巴里英一君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

補助申請、当然出すんですけども、補助申請については600メートル
なり1,000メートルなり、いろいろそういう形で補助申請を出しますけ
ども、その補助申請で出したところにも2分の1の補助金がついてきます。
ついてきまして、先ほど言いましたように入札で減額というのが出ますん
で、それをもう補助ついでるから返すということができませんので、それ
を延長したと。その今言うた入札した金額を下水道工事の部分を延長した
と、こういうことでございます。よろしく御理解をお願いします。

〔小山広明君「それは違うやろ。入札終わった後にわかる行為や

で。終わってから何で延長できまんねん」と呼ぶ]

議長（巴里英一君） 理事者、下水道部長の答弁でいいわけですね、財政当局から見て。

〔小山広明君「全く別の事業になるでしょう。それは減やから。入札減というのは工事が終わってから出てくる問題やないですか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 下水道ですから、下水道部の答弁になると思いますが、最終的には...。南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） いわゆる下水道の事業の仕方の話だと思います。我々限られた予算で最大限の事業効果を発揮したいということで、年度当初には予定ということで予定工事を立てます。その後、いわゆる落札減に当たりますから、落札減が出た場合には返すという議論もあるんですけども、それよりは、先ほど申しましたようにまだまだ下水を待っている人がたくさんいらっしゃいますので、その人のために事業執行をしていくということの方がいいと、我々は判断してるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 私がちょっとわからないのは、1億円で予算を組んだと。9,000万円で落札、1,000万余りますわな。この1,000万でどの工事をするかは、議会に上げて審議するべき内容でしょう、そんなもん、それは不用額か何かにして。今の部長の答弁やったら、9,000万になったと。もう10メートルできるからといって、600メートル予定しとったのを650メートルしてまんねと。そういう問題でないでしょう。明らかにAという工事については、もう決まったわけですから、落札の中で。余ったお金については、また下水道事業としてあなたが言う市民が求めるものに使ったらよろしいがな。それはどこを何するかは、集めてきて3億円あるんだから、それで新たに来年度やろうと思った工事を補助金申請をして——原資やから、これね。原資は3億円の中にあるわけでしょう。その中に起債ももちろんありますよ。

そして、その年度に許されるならば起債申請をして、3億円の全予算の中で工事をしていくという手続をするんだったら、僕わかるんですよ。あなたの言う、何か余ったのを何かちょっとふやしていくみたいな、それは

議会の審議の関係からいったらまずいんじゃないですかと言っとるんですよ。そういうことがなされておるんであればそれでいいんだけど、今部長の答弁だったら違うでしょう。だから、明確に3億円も余ったんだったら、それがどういうふうに、どういう工事になったんかという説明をすればよくわかるし、それは予算手続上どうしとるのがですわ。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 延長したというのは、新たに工事をしたということをして申し上げたということでございまして、やっぱり基本的に落札減で伸ばしたというんじゃないし、落札減が出たから、今申し上げたように新たな事業箇所をしたと。その箇所が議会に諮る云々ということでございますが、我々一定の事業認可というものを、おおむね5年か7年あたりの認可計画で動いてるというところでございまして、議会には予算総額をお諮りしていると。

箇所については、例えば所管の委員会で御報告するだとか、決算時にはどこをやったかを御報告するということをやっていると、事業執行しているということでございまして、大枠は事業認可という枠の中でお示しをしていると。個々の事業については、年度当初と決算時にお示しすることで、議会には御報告ということで御了解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今論議になってる点では、中身の問題ではなくて、予算の処理の問題、これが小山議員から疑問として問題提起されているわけですね。例えば、継続事業なんかで組んでいる場合でも、予算がうまくその分執行されなかったら、その分を改めて翌年度に通次繰り越しをすると、こういう扱い。ただし、その通次繰り越しの承認は議案で上げなければなりませんし、そういう予算処理上どうするかということについての質問ですから、それさえ財政の方で簡潔に答えれば、これはスムーズに行く問題だと、こういうふうに思いますので、議長よろしくお取り扱いをお願いしたい。

議長（巴里英一君） わかりました。大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） お答え申し上げます。

まず、入札減ということでございますが、財政課として査定をいたして

おりますのは、本年度は何億というような形ですね。下水の方から上がってくる積み上げというのも確かにあろうかと思いますが、財政の担当部局といたしましては、今年度については何十億というような大枠でくくっております。したがって、当然入札しますと落札減というのは出てきますので、それに伴うまた工事の変更とかいろいろもろもろあるわけございまして、また次に計画されておる事業等をその範囲内で執行していくという形で進めておるところでございますので、この方法でいいというような判断をいたしておるところでございます。

〔小山広明君「議長、最後でいいですわ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 問題提起だけしときますけど、僕は、大枠でしか認めてない。こっちも大枠ですと、おたくも大枠ですと、こんな予算審議になりませんよ。やはり具体的にどこを工事するのかと。でないと、我々は審査できんわけやからね。あなた方は、一遍認められた予算については全部使わなあかんというようなことをよく言われますよね。しかし、Aという工事、Bという工事は、積み上げがちゃんとあるわけやから、大枠というような、そんな大枠予算なんてないですよ。現実的には、1つ1つの事業をちゃんと必要かどうかということ議論しながら認めていかざるを得んわけでしょう。大枠で何も審議してないですよ、これは。

だから、ちゃんとこの工事がAという工事、Bという工事、Cという工事というのを本来は示してもらって、我々はそれを審議する権利があるし、義務もありますよ。そんな大枠でこんな予算審議なんかしてないですよ。すべてのことそうですわ。下水だけじゃないですよ。そんな大枠で認めてもらってるから、その中ではどないしてもいいんだと、そんなことじゃないですよ。起債をもらうにしても何をもらうにしても、全部事業名をきっちりやって申請するんじゃないですか。そんなもの審議も何もできないですよ、大枠だったら。

我々は市民の要望なり、市民の意見を聞きながらいろいろ動くわけです。その場合に大枠です、おたくここ工事するかわかりません、大枠ですから、こんなもう取り合いになりますよ、そんなもん。どこやったって構へんのですか。認可事項があったにしても、やはりきちっと具体的な工事名を示し、そこはなぜ必要かということを示しながら、我々もそれは本当

に必要だなということで議論するのが議会じゃないですか。だから、そういうように答弁の中でいろいろ矛盾があるわけですよ。僕は納得できないですわ、ほかの人が納得したにしてもね。大卒なんかで僕は認めつつもりはないし、具体的に工事名を上げて、市民には今年度はここが工事されますよということが我々にも市民にもわかる形で予算が執行されていかないといかんと思いますよ。この議論は、そういうことであれば議論をこれからしますけどね、そんな審議の仕方は僕はないと思います、普通はね。

そういうことを意見として申し上げて、今やってることが一番ベターじゃないわけですから、よりよい方法にして、少なくとも中心は市民ですから、市民が今年度の予算でどこの工事が具体的に行われるのかということがわかるような予算の執行のあり方をぜひやっていただきたい。希望にします。

議長（巴里英一君） ほかに質疑はありませんか。———林君。

22番（林 治君） 議長、午前のことですが、まだ10分ほどお昼まで時間あったんですよ。だから議長に手を挙げたんです。だから、議場を見て、ひとつ議会の民主的な運営を図っていただきたいということを改めて要請しておきます。質疑に入ります。

67ページ、企業局負担金が106万6,000円減額をされておるんですね。これはなぜなのか、どういうことでそういうふうになったのか、このことについてお尋ねをしておきたい。

それから、もう1点、下水道の面整備の方は男里浜、樽井、それから今西信、特に国道から下ということで岡田地域を中心にやられております。特に樽井でもいわゆる低地帯ということで、住友銀行から和歌山に向けた通りですね。あれからもう1つは南海電車までの間ですね。この間の全部じゃないんですが、中心的なところの面整備がまだやれておりませんね。

普通でいえば、全体の地形というんですか、ということから見れば、面整備の状況から見れば、あの辺がいえば樽井の中でも一番先にやられるべきところなんですよ。工事上の困難な問題とかいろいろあるかもわかりませんが、いずれはやらなくてはならないところですし、泉南も下水道事業を始めて、技術的には相当蓄積もしてきているところですから、早く一番欲しいところというんですか、そういう地域的に整備を進めてほしいところですね、やっていただきたいというふうに思うんですよ。そのことと

含めてお願い、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 林議員から2点御質問ございました。

1点目の企業局負担金の減額でございますけども、これはりんくうタウン内の工事、これは大阪府企業局が施工する分でございますけども、これの施工予定が変わったことによる減額でございます。

2点目の御指摘の樽井地区の面整備でございますけども、御指摘のように、府道を通行どめなどをしなければならぬ工事だということで、相当な工事が予想されて今に至っているわけですけども、今年度府道沿いを中心に事業着手する予定でございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 府道沿いと言われてしまうと、どの範囲までなるのか。私が今言いました住友銀行から和歌山へ行く旧の府道なんですけども——紀州街道ですが、それと今府道と言われたのは新道、我々樽井の人は新道というところなんですけども、その間のところの細い路地になったあたりですね。この辺は一体どうなんでしょうか。

そのことと、もう1点は、今企業局の負担金がそういうことの減額だということなので、もう1つ雨水の方の低地帯対策の事業ですね。浸水対策事業ですが、これは今の進捗率というんですか、状況というんですか、これは全体としてどの程度にまで来ておるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

これは、御存じのようにりんくうタウンの埋め立てにかかわって起こった問題で、府の企業局の方からの援助をもらってやってる事業ですが、全体としての事業の達成率ですね。その辺を先にまず聞かしてください。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 樽井地区面整備の御質問でございます。

これにつきましては、今の府道沿いから工事を始めていって、未整備区間については本年度から数年かけて順次整備していきたいということを考えております。

それから、2点目の浸水対策でございますが、昭和62年以来事業着手してもう10年目にかかりますが、おおむね南海軌道横断部分4カ所工事

を中心としまして雨水工事、大規模なものが相当ございます。今後の予定でございますけども、平成11年度末の骨格的部分の概成を目標に、まず今年度は南海部分はすべて完了するというのと、それから新たに雨水幹線工事等を今年度から来年度にかけて発注していくという予定でございます。一応目標としましては、11年度末に骨格的部分の概成ということを用意しておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 今、骨格的云々というふうに言われたんですが、全体としての達成率、まだ例えば地域的に一定残ってるとかということで、パーセンテージは全体としては出ないんですか。表現が難しかったら別にパーセンテージでなかってもいいんですが、事業が何年度には完了というふうに今目標とされているのか。まだ部分的に大分樽井は残ってると思うんですが、それらについてどうするのか、それも具体的にお聞きしたいと思うんですが、本会議場ですから細かいことは聞きませんが、部分的にはまだ残ってると思っております。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 雨水の整備進捗率、うまくパーセントで表現できませんが、少なくとも骨格的部分といいますのは樽井、男里だとか岡田地区等にまたがります大規模な幹線が大阪湾とつながるように、これが骨格的事業概成と考えております。御指摘の樽井地区の恐らく細かい面整備管、雨水の取り込み面整備管の話だと思いますけども、これについては引き続き浸水箇所、優先順位の高いところから順次整備していくという形でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 達成率は。

下水道部整備課長（南 健志君） （続）達成率——そういうパーセンテージで表現してませんが、少なくともことしと来年で必要な工事については発注していくと、大規模幹線については発注していくというのが目標でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） これについては、これまでに、大阪府が今企業局を

含めて財政難だというようなことから、打ち切られるのではないかというようなことも大分聞いたんで、そういうことはなしに、全体としてこの事業について完成するに当たって、企業局の方の財政的支援について、これはそのまま受けられるのかどうかですね。そのことは心配ないのかどうか。これまでにどの程度になってるかですね。もしか数字が出ておれば——出てなかったら結構ですが、それも含めてお尋ねしておきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 浸水対策事業に係る大阪府企業局の負担金でございますが、これについてはこれまでも受けましたし、これからも予定された事業に関しては、特に約束の変更等はございません。決められた範囲内についてですけども、一定の財政的な支援をいただくという仕組みになっております。

ちなみに、今までの企業局の財政支援対象金額でございますけども、事業総額 80 億ぐらいのうち、おおむね 21 億程度の支援をいただいたということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） ほかに質疑はありませんか。——北出君。

21 番（北出寧啓君） 起債の利率 10% 以内ということなんですけども、現行の起債の利率は、どの程度になっておりましたでしょうか。これ、起債の利率の書き方は一応 10% 以内と、変更あるという書き方なんですけど、こういう起債方法というのはいつごろ始まって、現行で変更とかそういう形はできないのでしょうか。

それと、先ほどもほかの議員も質問されたんですが、一般会計から繰入金金が 7 億 6,400 万円、これは市債ですよ、一般会計の。単独の市債が 17 億 5,700 万円ということで、午前中もちょっと質問して答弁がなかったんですけども、この状態で市債がふえていきますと、起債制限比率が 8 年度は 12.6% で、この後起債制限比率はどのように推移していくのか、それで本市の財政状況が維持できるのかどうか、その辺の総体的な判断を収入役か助役の方から少し説明をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 起債制限比率の関係でございますが、平成8年で12.2%ということになってございます。今後事業をしていく事業規模等にもよってこようかと思いますが、今後14～15%程度ぐらいで推移していくのではないかなというような感覚で現在おります。

それと、先ほどの繰入金の関係でございますが、一般会計の方では1,900万起債を起こして下水道の方へ繰り入れをいたしておるところでございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 赤井下水道部次長。

下水道部次長兼施設課長（赤井弘幸君） お答え申し上げます。

利率の件ですけれども、一応直近では2.6と聞いております。ただ、現在の利率を今ちょっと調べに行っておりますので、追ってまた回答させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 66ページの利率10%以内ということでお示しをいたしておるところでございますが、これにつきましては以前がかなり高い利率であったと。7.何%というような高い利率であったということが、今現在2.何%程度まで下がってきておるという中で、今後の利率の上昇も勘案しなければいけないわけでございますが、この利率につきましても、今現状と大きく乖離をしているというような状況の中から、今後につきましては、この利率の起債につきましてはもう少し検討を加えたいなと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） その辺は柔軟に対応していただけるようお願いしておきます。ただ、今起債制限比率が14%から15%で推移するだろうという判断をいただきましたけれども、これから砂川駅前開発もございまして、相当その程度でおさまらないんじゃないかなというふうに私は推測いたしているわけでございますが、これはもういろんな諸課題、山積する課題がございますし、市長の政治的判断もございまして、その辺の是非は申しませんが、客観的にどういうふうに推移するということだけは、正確に把握していただきたいなと思いますので、その辺どうなんでしょう。もうちょっと……。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 議員お示しのとおりでございます、やっぱり長期的にきちっとトレンドをつかまえておかなければいけないというのは、おっしゃるとおりかというふうに思っております。

先ほどは起債制限比率というお話ではございましたけれども、一方でいろんな指標がございますけれども、公債費負担比率ということになりますと、まだ9年度見込みでございますが、15%を超えるような形になっております。一般的に公債費負担比率15%を超えると非常に警戒といえますか、20%を超えるともう危険ラインというふうなことが言われております。これまでのこういう推移を見ますと、過去の発行した公債等から見まして、これがそう極端に上がってはいきませんけれども、少しずつ上がっていくというのは、否めない事実だろうというふうに思っております。

したがって、下水道の関係もございまして、一定ここ2～3年でピークを迎えますので、そのときに、長期的に見たときにこの15～16%というのがどこまで行くのかということになりますと、20%を超えるということは、当面ないというふうには考えておりますけれども、かなり増加をしていく傾向にあることは間違いないと。

したがって、行財政改革全般の話になりますが、その辺を見据えながら、下水道事業を初めとしたほかの事業についてもかなり計画的に執行していかないと、このラインというのをあくまで抑制をしていくという形で運営をしていかないといけないというふうには認識をいたしております。

議長（巴里英一君） 赤井下水道部次長。

下水道部次長兼施設課長（赤井弘幸君） どうも先ほどは失礼しました。起債の利率の件でございますけれども、当初予算の段階では3%でございます、今回の補正の段階で2.6%、今現在1.8%ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 私はずっと行革を含めて、警戒水域についてはいつも警鐘を鳴らしてきたつもりなんですけれども、残念ながら悪い予測がどんだんの中していったらというのがここ四、五年の経緯だと思っております。公債費負担比率に関しましても、私は15%、16%ではおさまらないだろうと。20%前後で推移してくるのではないかとというふうに予測し

ておりますので、先ほど申しましたように、市長の事業計画がございますし、政治家としての判断は尊重させていただきますけれども、厳正にその辺の分析ですね、的確な把握だけはきちっとしていただくようによろしく申し上げます。

以上で終わらしていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で本件に関する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 報告第5号 専決処分の承認を求めるにつきまして内容の説明を申し上げます。議案書73ページでございます。

まず、専決の理由でございますが、総配水量が増加し、自己水が減少した。その水量分を府営水道より受水する必要が生じまして、専決をしたという内容でございます。

大変申しわけございませんが、77ページをごらんください。このページは補正予算の説明書となっております。収益的支出の補正ということでございます。節区分としまして受水費、これが1,834万2,000円となっております。この金額の内容でございますけれども、これは府営水道より今回の不足分として受水をしました水量13万9,860立方メートル

でございます、この水量に対しまして府営水の単価 7 4 円 5 0 銭を乗じ、消費税分を加算しまして、1, 8 3 4 万 2, 0 0 0 円となったものでございます。

ちなみに、今回の専決をしましてこの水量の分でございますけれども、これは 1 年 3 6 5 日としますと、約 6 日分に相当する量ということになってございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——島原君。

1 7 番（島原正嗣君） 補正額については問題ないと思いますが、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、簡単に聞きます。現在、自己水の比率と府営水の比率はどうなっているのかですね。将来的に人口が増加をした場合、これもまたいろんな形で自己水不足ということになると思うんですが、将来の人口増との関連において、例えば人口 1 0 万、あるいは人口 8 万ということになった場合、自己水と府営水の比較対照について、わかれば御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 島原議員の御質問に答弁を申し上げます。

府営水と自己水の現在の比率でございますけれども、平成 1 0 年 5 月分で申し上げます。自己水が伏流水と深井戸を合計しまして 3 4 . 8 4 % でございます。府営水の方が 6 5 . 1 6 % でございます。そして、将来的に人口が増加した場合、自己水と府営水の方の比率はどういうふうに考えてるかという御質問についてでございますけれども、やはり自己水につきましては現在第 7 次拡張事業を実施しておりますが、その計画の中で深井戸の削井ということも事業に入っております。

つきましては、現状自己水が減少しているというのは、大きな原因としましては、やはり削井が必要であるということで、現在の深井戸の老朽化が始まっていると。ですから、取水の能力が非常に低下をしております。これに対しまして、そういう事業を現在考えておるわけでございます。

したがって、深井戸の削井をすることによって、若干の自己水の比率というのが戻るとは考えますが、しかし現在深井戸 6 本が稼働している

わけですけれども、その6本が順次老朽化してくるということも考えますので、やはり府営水の方の比率が若干現在よりはふえるんではないかと、このように考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう意見にかえさせていただきますが、今御答弁いただきましたように、自己水の枠というのが大体34～35%程度と、こういうことでございますが、今新聞紙上等で問題になっておりました島本町の問題ですけれども、あそこはもともときれいな水が出ていて、昔からウイスキー工場とか——サントリーですか、工場等もあるわけがありますが、市民の中でも非常に関心が高くて、何か住民投票にまで行ったと。自己水を維持するのか、府営水を導入するのかと、こういう議論もあったようでございますが、基本的にはやっぱり自然のというんですか、府営水も自然ですけれども、泉南から出る水、歴史的にお互いが生活をする中で自己水に親しんできた。また、おいしさからいっても、そういう人間として、あるいは郷土で生まれた者としては、我がまちの水をいただきたいと、そういう思いがあると思うんですね。したがって、これからもできるだけ自己水の確保に全力を挙げていただきたいなど、そんな思いだけを意見として申し上げておきます。

以上です。

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） ちょっと1件だけお尋ねしたいんですけども、今、飲料水の方ですけども、工業用水についての配水予定というのはどういうふうな感じになっておるのか、ちょっとお教え願います。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 工業用水の配水につきましては、泉南市の方では現在配水はやってございませんが、府営水道の方では現在りんくうタウンの方まで配水管が行っていると、このように聞いております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） 府の工業用水がりんくうタウンまで来てるということですけども、それは市内のあるところの会社とか何とかが今高い市水道

を工業用の冷却水等々いろんなことに使っておられると思うんですけども、そういう形から見たときに、将来、今島原議員の質問にあったように、今後人口がふえてきた中で、ほんとに市の飲料水を確保するためには、やっぱりこの工業用水というのもある程度考えておいていかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 当市が配水しておりますのは、これは当然ながら飲料水として供給をしているということでございまして、御質問のこの工業用水といいますのは、大阪府の方の水の確保が、良質な水質にするためのそういう資本投資というのがかなり少なくて済んでいるということで、工業用水についても供給をしてると聞いております。

ただ、今後につきまして、飲料水の水量の確保としますと、これは先ほどの御質問にも答弁をしましたが、要するに河川水、泉南市の場合ですと河川水とそれから地下水、それから府営水というふうな3本立てとなっております。これが将来的にはやはり府営水の方の比率が若干上がってくるのではなからうかと、このように考えてる状況でございます。

議長（巴里英一君） ほかに。———井原君。

1番（井原正太郎君） 私も1点だけ。今回の補正の理由の中に、自己水が減少したと。河川水等で取水していくわけなんですけども、特に風吹山系に、最近六尾の取水口付近には老人ホーム、それから大きな公共工事としてのトンネルの事業、それからこれもちょっと市長の方にも以前申し入れたんですけども、採石場のそういう非常に公害といいますか、ああいう砂等で河川が非常に濁ってきております。そんな中で、取水口でのいい水をろ過していかないかんわけでしょうけども、そこら辺の配慮はどこら辺までできておるかどうか、ひとつお答え願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁を申し上げます。

六尾浄水場の付近の金熊寺川の方で伏流水として取水はやっておるわけでございますけれども、先ほど御質問でありました新築の物件ですか、その新築の物件につきましての排水は、取水口より下側、下流側の方に排水をしてると聞いております。

そして、昨今の開発というんですか、河川の濁り、これにつきましては現状の施設で十分——水質とか濁度の解消というんですか、その辺の解消については現状の施設で十分対応をやってございますので、御心配はないと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） もう 1 点だけ。今も話ししましたんですけども、風吹の採石場が水とそれから我々の住の環境に非常に大きな被害をこうむっておるわけなんですけども、その点に関して、これとも関連ありますけども、先般市長の方に和歌山県に対してもその旨申し入れてほしいというふうなことで、僕申し入れしたんですけど、その辺はどのようになっているのでしょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは水道の問題というよりも、環境上の問題かなというふうに思いますが、確かに和歌山県内で、ただし流域としては泉南側になるわけなんですけども、碎石を採取されておられまして、かなり大胆といえますか、やられておるんですが、これについては我々も問題だというふうに思っております、以前にも和歌山県の土木部の方に私の方も要請もいたしましたし、また岩出町長を通じても要請をいたしてるところでございます。

今度、来月から紀泉間の行政の連絡協議会のようなものをつくります。和歌山県は那賀郡の町、それから大阪側は岸和田以南ですね、5 市 3 町。これで連絡会をつくることになっておりますので、今後そういう中でお互いの——道路問題もそうですし、今のような環境の問題も当然だというふうに思うんですが、そういう行政間のいろんな問題点を協議していこうという組織をつくりますので、その中でもぜひ申し上げていきたいというふうに思っております。これは 7 月初旬にスタートいたします。

〔井原正太郎君「以上であります」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2 番（小山広明君） 説明の中で総配水量が増加したということなんです、これは人口増による増加と見ていいのかわかるかな。下水もどんどん切りかわってきますと、1 人当たりの水の量もふえてくるんじゃないかなと思うんで、急激にこの事業が進みますと、水道の配水量がふえると思うん

ですが、こういうことについては、今後もこういうように自己水の増加というのは余り見込めないという状況だろうと思いますね。今のままであればですね。そうすると、どんどん府営水を買うということになると思うんですが、この辺の見通しについてお示しをいただきたいのと、やはり市長のスローガンが水というものが中心に入っとるわけですから、せっかく降った水を地球のサイクルを通して海に流れていくという、そういうことも基本にこれをやっていかないといけないと思います。

それだけに、自己水の依存度を高めれば、それだけ水に関心がいかざるを得ないわけですから、今部長の方からも御説明ありましたように、6本の深井戸という問題があるんで、井戸を掘ればメカニズム的にかかわりませんが、何ぼでも水がわいてくるんじゃないかなと。そういうことで、水がどんどん地下に伏流するためにやらないけない施策もいっぱいあると思うんですね。山に木をたくさん植えるという問題もあるでしょうし、そういう点で、泉南市は1つの目標として、自己水の比率を上げていくという、むしろ積極的なそういう施策が私は地球環境上も可能なんじゃないかなと思うんで、前の答弁では、井戸が古くなれば5,000万ほどかかるから、府営水道を買う方が安いという答弁があったんですが、最近はそのような答弁もないから、少しお金が一時的にかかったとしても、1回掘ればそれは維持管理をきちっとすればおいしい、いわゆるただの水がくみ上げられていくと。そして、それは水に対する関心が高まって、泉南市の地球環境そのものも潤いのある地球になってくると思うので、そういう点から政策転換を私はする必要があると思いますし、その点でどうかなと思います。どういうお考えを持っとるか、お示しをいただきたいと思います。

それから、これは1,800万円の補正予算ですが、当然配水量がふえたから、これは収入増に結びついてくるんだらうと思いますが、その辺の採算性については、こういう問題については、むしろ今泉南市は消費税も平島さんの政治姿勢の中で、消費税をとってないところというのは、案外最近は少なくなってきたんじゃないかなと思います。そういう点は、やっぱりそういう政策は維持していただいて、採算的にもそういう消費税の3%なり、現在5%でしょうか、5%がそういう企業努力で吸収して、これを政策的な問題として堅持していけるような、そういう取り組みが必要だらうと思いますが、そういう点では市の財政なんかもある意味で重要なか

かわりを持ってくるんじゃないかなと。直接的なお金の支援はできないんじゃないかなと思うんですが、そういう点で自己水の比率を上げる形で、平島さんの政策をやはりずっと記念碑のように残していただきたいと思うんですが、その点ではどうなんでしょうかね。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 小山議員の御質問に御答弁を申し上げます。

今回の総配水量の増といいますのは、やはり人口増、いわゆる給水人口の増に大いに関係はございます。それと、その人口増に対応して、その水源の確保という御質問につきましてですが、これは先ほどよりも申し上げておりますように、やはり現在の水源といいますのは、金熊寺川の河川水と、それから深井戸と府営水道、この3つの方法で経営をしておりますが、このほかにというのは、その方法はないわけでございます。

したがいまして、現在の事業で考えておりますのは、先ほども議員が御指摘しておりました削井ですね。この削井しか方法はないんじゃないかということで、現在その削井についても計画をしております。ただ、今年度、平成10年度でこの削井の計画なんかを含んでおります第7次拡張事業ですね、これの事業の内容の見直しということで現在作業中であります。

つきましては、自己水のアップということにつきましては、今後将来的なものにつきましては非常に難しいと。これも先ほども申し上げましたが、要するに深井戸も老朽化がどんどん進んでおりまして、これはケーソンといたしまして、専門的な工事を実施しておりますが、第2次ケーソン、これをしますと、その深井戸はもう利用ができないと。ですから、もう一度別の場所に掘って、そういう水量の確保をするという考え方もあるんですけども、ただ余りこの深井戸というのを掘りますと、やはり塩水化というような問題もあるというふうに聞いております。というのは、やはりその水脈というのは、どこにでもあるというものでもないというふうに聞いておりまして、現在の深井戸付近でしか削井はできないであろうというような見解でございます。

したがいまして、塩水化とかそういうふうな問題もあって、余り多く削井するというのも難しいんじゃないかと、このように考えておりまして、やはり最後は府営水の方にどうしても比率が多くなるんじゃないかと、このように考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、地下にある水も上から降った水が何十年とかかってしみ込んで地下水にたまっていくわけですから、どんどんそういう環境が失われていくわけですので、農地にしてもこの間調べていただきますと、年間七、八ヘクタールが農地でなくなっていったという現状がありますので、そういう地下にどんどん降った水がすぐに海に流れるというのはまずいわけですから、そういう総合的な政策がこの自己水を確保していくというところには大変重要になってくるわけですので、市長は特に水ということが一番に掲げとるわけですから、降った雨がコンクリートの水路を伝って海にすぐ流れてしまうというのは、それはもう大変まずい状態ですので、やはりそういう緑を守る、それから田んぼはそのまま水をためてますから、下に伏流水というんか、地下へ水が入っていくわけですから、そういう状況がやっぱりほっといたらどんどんなくなるわけですので、そういうことも含めて、水道事業というのはまち全体の自然環境と密接に関係あるんで、削井の方も7次計画で進めておるようでありますから、今6本に対して、そういう地下に水が入ることに配慮せずに掘ったってしゃあないわけですから、そういうことのメカニズムを含めて、これは素人でなかなかわからない面もあるので、専門家にでもそういう検討をさせていただいて、泉南の地下水の問題をどうするんかと、どういうところをどうしたら、そういう水がどんどんたまっていくのかということも含めて、私は進める必要があるんじゃないかなと。

金熊寺の河川の水にしても、ためとくわけじゃないんでしょう。もう引き込んだらすぐ配水しちゃうわけでしょう。だから、そういうので雨が降らないときには何ぼ取ろうとしたってないわけですけど、雨のときにはどっと大水が出て下へ流れちゃうわけですから、そういう水も何かこうとどめておいて、乾期、雨が余り降らないときには使えるようなことも何か考えられないのかどうか。

福祉センターなんかでは地下に雨水をためとるようでありますけども、そういうような降った水を地下に何かパイプを埋め込んで中に水をためるというようなこともちょこちょこ新聞にも出たりもしとるんで、いろいろ水を地下にため込むようなことも、自然にほっといてはなかなかできない

わけですから、そういうことも含めて市長ね、水問題を、水道の自己水のアップも含めてひとつ市長、総合的な政策というのか、ビジョンというのがひとつありましたらしてください。7次で削井すると言うとるからね、それは大変いいことだと思いますし。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 自己水を確保したいという希望はございますけれども、環境の面からいいますと、井戸は掘らない方がいいわけでありまして。これは自然に逆らうわけでありまして、いろいろ問題になっております地盤沈下ですね。これは砂層から水を取るわけですから、粘土層から取れませんから、沈下するわけですから好ましくないわけです。本来からいえばですね。それと、やっぱり水脈というのがあるわけですから、岩盤あるいは粘土層から取れないということになりますから、砂層のあるところからしか取れないということですから、限られてくるという問題がございます。ですから、削井をするにしましても、やはり慎重にそのあたり付近への影響とかも十分考えた中で掘らないといけないという部分がございます。

技術的には、地下ダムという地下の砂層にダムをつくるという技術的なことはございます。ただし、それはもう市町村レベルやなしに、もっと大きな国レベルの話でございまして、そういう問題もございます。泉南の場合、人口はこれから漸増していくというふうに思っておりますし、それから水需要もふえていくという中で、一定の自己水というのは確保していきたいというふうに思いますが、先ほど部長が答弁しましたように、今後この上水道の高度処理ですね、いわゆる三次処理と言われているものの水の供給ということも相まって、府営水道の比率というのは徐々に高まらざるを得ないというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 環境問題で切り返されたんですが、そら中に伏流していく水がどんどん悪い環境の中で地下水を上げれば、供給がないわけですから、そういう問題が起こるんじゃないかなと、今聞いてって思いました。じゃ、府営水道は問題ないのかといたら、府営水道も大変不自然な引き込み方をしてくるわけですね。琵琶湖の水、淀川、それから京都のそういう町の中を走ってきとる。そういう問題で、どの問題も度が過ぎれば環境問題が起こるわけですね。だから、基本的には神戸の阪神大震災もあり

ましたけど、自分ところで自分とこの必要なものは供給するということが、私は環境問題なり地域政策に大変必要だと思えますよ。

だから、狭い意味での環境問題じゃなしに、トータル的に見て、どんな問題でも度が過ぎればそら問題はいろいろ起こりますよ。そういうことですから、市長の考え方は1つわかりますが、もっとトータル的に専門家に検討していただいて、この泉南市の水も含めた自然環境なり生活環境をどうするかということ水道水を含めて1回勉強したり、いろいろ議論する必要あるんじゃないかなと、そう思いますよ。

府営水だって、私はいろいろ大変問題を持つと思う。余りにも広範囲過ぎるんで、何か事故があった場合でもこれは大変ですしね、そういうことを私なりの聞いた感想で意見を申し上げときますが、議論することは大変重要ですからね、ぜひそういうことを集中して議論する機関をつくっていただきたいという希望を申し上げておきます。

議長（巴里英一君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 今、上水の水需要の問題がいろいろ論議されているんですが、泉南市の地下水の現状というのは決して好ましくはないと。いわゆる地下の井戸水を取水するための地下に掘り下さなければならない延長がだんだん深くなってきているということで、私、一時期いろいろ調べさしていただいて記憶にとどめ置いてるんですが、もう200m以上下らなければ取水できないと、こういうふうな話で、いろいろ重軽金属がまじっておりまして、これを給水するに要する費用というのは、これは硬水を軟水に変えていかなければなりませんから、重軽金属を除去して、硫酸バンドとかそういういろいろな薬品を投与いたしまして、これを軟水に変えていかなあかん。そして給水しなければいけない。そういうことで、原水単価、給水単価が非常に高くなる、こういうふうに聞いております。200mももう今ではさらに深いところに行かなければ取水できないというような状況になっていると。それに比べれば府営水はどうなのか。

ただ、府営水は先ほどから御論議ありますように、やはり非常に汚れていると、汚水が進んでいると。トリハロメタンなんかにすぐ転化できるような要素を持っているという、そういう点では非常に懸念されるわけですが、しかし値段の点だけを考えれば、かなり地下水と比べれば……。

それで、やはり河川水、雨水をどうするかということが1つの大きな目

標だろうと。先ほど市長は簡単に、そらちょっと非常に自己水は困難やと、だから府営水にというふうに言われた。確かに井戸水に限ればそういうことだろうけれども、例えば熊取なんかは永楽ダムですね、ここにたまった雨水を利用して、これを先ほど私泉南市にも貯水用のタンクありますよと言いましたけれども、何か熊取は今年度事業、何年かの継続事業でそういう貯水タンクを、永楽ダムからの水を利用するということでこれをつくって、そして自己水の確保に充てると、こういうこともやっているわけですね。水利権の問題はいろいろあると思いますよ。そこまで詳しくは、私勉強しておりませんけれども。

そういうことで、考えればそういう自己水確保の道もあるわけですし、天からの授かり水、これは非常に安く上がるわけですから、そういう点では1つ工夫が要るのではないかと、こういうふうに思うんですね。そういう意味での上水源を確保するための第7次拡張整備事業ですね。これなんかをやはり第7次拡張変更事業ということで見直して、これから大型開発もあるわけですから、これはまた後のところで、第7次拡張事業のところでやりたいと思いますけれど、そういうことで非常に努力していかねばいけない。漸増の人口増に見合っただけで対応していかなければならないというように思うんですが、そういう点はひとつあきらめずに、いろいろ先進市の具体的ないい先例を学びながらやっていくと、こういうことが大事なんじゃないか。熊取のことについては、私、余り勉強しておりませんが、ただ、最近1つ物の本で、新聞等で読んだことですから、そういうこともあるなということでひとつ自分なりに研究したいなというふうには思っておったんですが、その辺ひとつ御答弁いただきたい。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁を申し上げます。

和気議員さんのおっしゃってます河川水をもっと工夫していったらどうかという御意見につきましてなんですけども、残念ながら本市の河川水につきましては、伏流水を現在は利用しているという内容でありまして、ダム建設の当時に、その水利権というのを現在水道の方が取得してないというのが実情でございます。つきましては、その水利関係の方とも、水道部の方からもその水源の確保というような問題で今後検討はしていきたいと、こういうふうに考えております。

それと、府営水道につきまして、ちょっと府の方からも現在の状況を聞いておりますので、その辺につきまして若干申し上げたいと思います。府営水道につきましては、本年の7月22日から府営水道の水が変わると、このように聞いております。これにつきましては、従来からは上水の過程が大きく変わりました、安心した水を供給するというふうに聞いておりました、大きな内容につきましては、従来のカビ臭とか、それからトリハロメタンですか、この辺につきましても大幅に低減をやってると、このように聞いております。オゾン処理と粒状活性炭処理を加えて、今後につきましては大変安全な水を供給するというふうに聞いております。

それと、これもちなみになんでございますけれども、配水の量につきまして、近隣の各市との比較なんですけれども、近隣の各市につきましては、泉南市同様非常に自己水量が乏しいということで、各市さんともその辺につきましては苦慮しておるというふうに聞いております。当市につきましても、現状、河川水も何とか伏流水でしのいでおりました、何とか35%ぐらいの比率で頑張っておるという状況なんですけれども、堺からこちらでは一番自己水の比率が大きいのが貝塚市さんであると聞いております。これが7年度決算でございますけれども、ちょっと古いんですけども、これが約46%と聞いております。その次が泉南市ということでございまして、泉南市では約35%から36%で推移してるということで、あとにつきましては大きく自己水が減ってございまして、熊取町で16%、岬町で15%というような感じになっております。各市さんともやっぱり自己水の確保につきましては、非常にしんどいようなことを聞いております。

今回の府営水道の安全な水の供給ということも聞きまして、今後は水道部としましては、大阪府の水道に比重を大きく考えたいなというのも実情でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） いろいろと考え方はあるというふうに思うんです。例えば確かに水利権との兼ね合いはあります。一たん河川に流してもらったその伏流水を、河川に流したのもいわゆる井ぜきを通じてかんがい用水に使われるわけですから、いたずらに使えるものではないというふうに思いますが、受益田が減っているという現実もあるわけですから、当初の

300万トンの貯水能力、これを有効に確保すれば、今現実に土砂が滞留して200万トンになっているわけですから、一時渇水時期にあの土砂を搬出したらどうかと。300万トンの貯水能力がそのまま戻ってくるのではないかと、こういうことなんかも具体的に私も提起しましたし、ある議員さんも提起されたわけですから、そういうことなんかもすれば、自己水の確保というのはかなり展望としてあると。

それから、先ほど出ました工業用水ですね。貝塚まで来ているわけですね。貝塚は48%の自己水の確保率、それになおかつ工業用水が貝塚まで来ているわけですね。その水はどんどん地場産業に供給されていると。だから48%の自己水を工業用に回すこと要らんわけですね。

この工業用水の延長を、これだけ空港が来て立地しているこの市に、これからりんくうなんかにもどんどん工場立地がなされなければならないわけですから、工業用水を引っ張ってきて、それとあわせて泉南市のいわゆる内陸部の企業には自己水を確保してあげて、その分家庭用の上水を、余ったものを家庭用の上水として確保すると、こういう方法もあるわけですから、一遍この点では現状の中だけでは考えずに、いろいろと大きく自己水確保のための展望のある論議を、そういう場をつくり上げてやっていく必要があるのではないかということ意見を意見として申し述べて、私の発言を終わります。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 補正予定額合計で14億、補正予算支出が出ておりますけども、収入の方との比較をちょっと示していただきたいんですけれども。

それと、消費税云々という話、経営努力という話がありますけれども、基本的にはこういう水道事業の場合は、水道料値上げということでできるわけで、一定の赤字から黒字へ転換させたときに水道料金を値上げしていつておるわけで、その経緯というのは消費税絡み、努力ということとはまた違った形にはなると思うんですけれども、現状、その収支決算、この場合で補正予定額は出ましたけれども、その結果の収支はどうなってるのか、今後の展望についてお示し願いたいと思います。

先ほど和気議員からも現実的な諸策を提起していただいて、それで市長の方からも環境問題を絡めて発言があって、私もそうだと思っております。

うちの地域は、特に準工業地帯で地下水をどんどん使って、そのことによる地盤沈下の現象というのは、稲留議員もおっしゃられてますけれども、かなり激しいものがあります。そういうことで、議会ですから我々が提起する場合は、いろんな角度から考えた上で現実にできる有効的な政策を我々も提起すると。ふっとした思いつきで提起するのではなく、よくかみしめた上で提起したいというふうに考えております。

その点、先ほどの質問に対するお答えを願います。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。できるだけ端的に簡潔に、わかりやすいように説明願います。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁を申し上げます。

今回の補正額に対する収入の面についてはどうかという御質問につきましては、当然その総配水量が増加していますので、収入面も増収はしております。

それと、9年度の収支についてその内容はどうかという質問につきましては、現在予定しておりますのが来月の3日に決算監査を実施されるというふうになってございます。その決算監査の方で監査委員さんの監査を実施して、次の定例会の方に決算ということで審査を上程するように計画をしておりますが、現在その出している決算につきましては、平成9年度単年度では2,300万円ぐらいの収益となっております。単年度では黒字ということになっております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 水道料金、私もあのときに監査委員をさしていただいて、消費税を上げるか、水道料金を上げるかというような判断もありまして、水道料金を上げるという——選択肢の問題ではございませんけど、そういう経緯もありまして、黒字に転換して現在に及んでいるわけですけど、私ちょっと質問させていただいたのは、今回2,300万、平成9年度の収益ということでお答えいただいたんですけども、今後、例えばこれが赤字に転換するような将来見込みですね。それをどの辺に考えて——つまりその時点で水道料金を値上げ云々という話も出てくると思いますので、今回こういう形、これは収入もその分今おっしゃられたようにふえてきますので、収入には余り関与はしてこないと思うんですけど、その今後の展

望だけちょっと1点お答え願えたらと思います。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 水道の経営状況についてということでございます。

これにつきましては、現在単年度では黒字というふうに先ほどは申し上げましたが、累積の赤字が現在9,000万ほどたしかあったと、このように記憶しております。この累積赤字を解消するためにも、現在頑張ってる状況なんですけれども、現在の水道の設備、それから建築物ですね。そういうもろもろの件につきまして老朽が進んでおりまして、これから再度投資をしなければならんのではないかと、このように考えております。つきましては、これからも非常に厳しい経営状況が続くのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 質問は最後締める前に一言言うてください、議長。

皆さんの質問の状況、答弁との関係ありますから、終わるといことがはっきりすれば簡単ですが。

議長（巴里英一君） やってるときに挙手しておいてください。

22番（林 治君） どっちにしる、確認して……。

議長（巴里英一君） それは議長から指名しますの。

22番（林 治君） だから、確認してください。

議長（巴里英一君） だから、手を挙げておいてください。議長で判断しますので。

22番（林 治君） それぞれ調べて来てるんですからね、質問するためには。ですから、もうありませんかというのが普通——そこにも書いてあるでしょう。それで、民主的な運営をお願いをして質問をします。

9年度の最終的な補正だと思うんです。それでちょっとお尋ねしておきたいんですが、市の水道メーターの購入単価は、8年度と9年度との間では変わったんでしょうか。

議長（巴里英一君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 水道メーターの単価の件でございますが、

9年度の最終購入単価が2,700円でございます。10年度……（林治君「8年度、9年度」と呼ぶ）8年度はちょっと確かな数字、金額を…

…。1万何がしかだったと思います。10年度が2,300円程度の契約になっております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） もう少し正確に答えていただきたいんですが、メーターのあの機器の1個の購入価格について、そのそれぞれの年度での単価の違いをお尋ねしたんです。それで、これえらい価格の差ですね。メーターの器械でも変わったんですか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 量水器の単価でございますけれども、ちなみに口径20ミリのメーターで申し上げます。8年度が1万350円でございます。9年度が当初契約やっておりましたんですけども、その当初契約の単価を現在ちょっと持ってないんですけども、非常に高いということで、再度その契約している業者と協議をしまして、1月14日に——これは平成10年の1月14日ということでございますが、6,600円で契約をしております。

それから、引き続きまして再度その業者と交渉しまして、近隣の方の契約額が非常に低いということも情報で聞きましたので、再度協議を水道部の方から申し込みまして、2月の16日に2,700円ということで契約をしております。今年度につきましては、先ほど工務課長が申し上げたとおりでございます。

メーターにつきましては、毎年入札をしておりますので、メーカーさんは変わってますが、メーターの性能等につきましてはの変動は一切ございません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと、そこまで言うんなら業者名ですね。ちょっと今名前を言うたの、さらりと言われたんでどこの業者かわからん。ちょっとそれ言うてください。その1個のメーターの金額はわかったんですが、契約金額総額は幾らですか。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと答弁ないようですけどね。これ、きょう最

終でしょう。そして、このことは社会的に今大きな問題になってるんですよ、談合入札の問題で。こんなちゃんと資料をそろえて、きょうは言われなくとも説明をして、9年度ではこうなりましたと。8年度までこれ、1個で1万円超えてるんですよ。これ、10年度は2,300円です。差額のこの金は、一体今までどこへ行ってたんかという問題が起こってきますよ。だから、これはきちっとしたそういう資料を出して、我々に理解できるようにこの本会議場できちっと説明する必要がありますよ、これは。

業者名も何もなしで、ただそんな数字、単純に8年度は1万何ぼでした、9年度は何ぼでした、何でしたというようなそんなものと違いませ、これは。これは担当は一体どうなってるんですか、これ。水道部だけの責任か。契約検査課は一体どないしてんねや。そういうことも含めて、きちっと報告してください。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 失礼しました。資料が見つかりましたので、報告を申し上げます。平成8年度の20ミリについて申し上げます。業者がリコー精器でございます。（林 治君「字がわからん」と呼ぶ）リコー精器という会社でございます。それから、平成9年につきましては、柏原計器工業でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 8年度と9年度と10年度のそれぞれの入札参加者、落札者、落札金額、そして特にこれ8年、9年、10年度はこれからのことですけども、そういうことで、そういう資料を出してください。そして、できればついでに7年度も出していただいたらもっと明確になると思うんです。

それから、メーターの使用料は一体どうなってるんですか。市民が毎月払ってるでしょう、メーター使用料を。これは今どうなってるんですか。これも8年、9年、10年で言うてください。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） メーターの使用料につきましては、当市につきましては当初使用者の方から申し込まれますと、そのときに一括でちょうだいしております。金額につきましては2万8,000円ということになって

ございます。計量器の関係法規に基づきまして、これは8年に1回交換をしております。この交換につきましても市の方で全額負担をしております。そういうふうな方法でやっております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと要請したものについての答弁がないから、どうですか。

議長（巴里英一君） 林議員に申し上げます。資料をそろえるのに若干時間がかかるそうでございますので、3時30分まで……。

〔林 治君「じゃ、もう一言だけこのことで先に、休憩前にお願いしたいんです」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） それじゃ、2万8,000円でしょう。今もそれは変わらないということですね。年間の。それじゃ、これ1カ月に直すと291円です。そうじゃないですか。間違ってますか。1カ月にすると、メーターの使用料が。これ、今回いわゆる実際談合あったということで、そのことが明らかになって、メーターの購入金額が市として安くなったわけです。そうすると、当然8年度で1万350円のメーターの購入費が要ったということで、あなた方はメーター使用料を2万8,000円にしておったということになると、1万350円のときのメーターの使用料が291円、1カ月に直すと。そしたら、2,300円になったら、メーターの使用料を下げないかんでしょう。こういう問題は考えておるのか。これも含めて、なんでしたら議長、もうまとめて後で一緒に。その後でも結構ですから、そのことも含めて、今計算できへんと思いますから。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。—————なければ3時30分まで休憩します。

午後2時58分 休憩

午後4時05分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩前の林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 貴重な時間を大変申しわけございませんでした。

資料につきまして工務課長の方から内容について説明を申し上げますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（巴里英一君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 資料の不手際で貴重な時間を割きましたことをおわび申し上げます。お手元の方に配付しております資料でございますが、B 4 サイズの資料が 4 枚、A 4 サイズのホッチキスどめの資料が 3 枚、それから 1 枚物のもので合計 3 つの資料になっております。

B 4 サイズの資料でございますが、これは平成 7 年度から 1 0 年度までの水道量水器メーカーの入札結果の表でございます。下線の引いておりますところが落札した金額と業者名になっております。縦に口径別、1 3 ミリから 1 0 0 ミリまでのメーター口径を示させていただいております。それと、一番右サイドが最低価格でございます。上から平成 7 年度、8 年度、なお平成 9 年度に関しましては、平成 8 年度に量水器メーカーが全国で公正取引法の絡みで指名停止となっておりまして、当市におきましてはこの柏原計器だけが指名業者で唯一ありましたので、こちらの業者 1 社との特命随契という形になっております。1 0 年度は指名停止が外れましたので再度入って、新規の量水器メーカーも入れて再度入札した結果の一覧表でございます。

それから、A 4 サイズの 3 枚ものの方でございますが、ちょっと見づらくて申しわけございませませんが、1 枚目が平成 7 年度、8 年度、9 年度の購入決定単価でございます。なお、9 年度に関しましては途中で変更契約をしております、2 0 ミリの一般的家庭の水道メーターで例を申しますと、最終 2, 7 0 0 円ということになっております。2 枚目がその納入決定業者名でございます。それから、3 枚目が 1 0 年度の口径別納入業者名と納入単価でございます。それから、1 枚物の分で平成 7 年、8 年、9 年の購入個数の一覧表でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほどの使用料の件について内容の説明を申し上げます。

使用料につきましては、市の水道事業給水条例施行規定の第 3 1 条の方でメーターの使用料というのを規定をしております。この規定の内容につ

いてでございますが、使用料の額はメーターの新品価格、それとその当該メーター設置に要する附帯費用の合計相当額とし、ということとなっております。この施行規定につきましては、相当古い時代の規定で現在も運用しておりまして、当時一般の家庭の分につきましては13ミリが相当数で設置をしておりまして、その13ミリ1個分についてのメーター代金にプラス、それに交換する費用、設置する費用で積算をしておりまして、2万8,000円ということしております。

これは、当初申し込まれた時点で水道部の方に納入をしてもらうということで、1回切りということになっております。これは、当市だけが若干近隣市に比べまして違う方式であります。近隣市につきましては、毎月の水道料金に何十円かの使用料としての加算をしまして、使用している期間ずっと徴収をするということでございます。

当市につきましては、当初の申し込み一括ということで、あとは計量法の関係で8年に1回新品に交換をしているという状況でございます。ですから、大体メーターを設置した場合、使用者の方は、永久に費用の負担はないと、このようにしてございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） それで、入札問題はちょっと置きまして、先に今部長が説明した2万8,000円が最初のメーター取り付け時の費用だと。費用というかメーター使用料ということですね。そうすると、このメーター使用料の2万8,000円の内訳はどうなるんですか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 2万8,000円の内訳につきましては、現在明確には何ぼであるというのはないんですけども、私たちが想定するにつきまして、規定で示しておりますメーターの新品価格とそのメーター設置に要する費用の合計相当額ということで、あと8年に1回順次新品のメーターと交換する費用というのが一定の回数分、2回もしくは3回分の費用をちょうだいしてるのではないかと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、2回もしくは3回分のものだというふうに考えると、そのメーターの設置をお願いしたときに、いわゆる水道を

申し込んだときに、メーターの使用料として2万8,000円でしょう。その工事費云々ということですが、これは一定金額出さないとこの金額出てこないと思うんです、2万8,000円の。これは、例えばこれまで1個分が平成7年度、先ほどの資料で見ると20ミリというふうに——いろいろありますから、ややこしいですから20ミリというふうに限定して考えたら、7年、8年は1万350円であったけれど、これは今9年度しか出てませんね。先ほど10年度は2,380円ですか——というふうに言われたと思うんですが、そうすると、これを計算すると、仮に2万8,000円が使用料として取っていたとして、これを3回分やなしに2回分として考えても2万700円でしょう、仮にね。2万700円が8年、8年で16年分ですね、計算すれば。それが今度は2,380円になれば、2回分として計算しても4,760円ですよ。そしたら、先ほどの2万700円との差額1万6,000円出てきますね、これ。例えばメーターそのものの代金、メーターの機器のお金としても出てきますね、その差額が完全に。これはどうなんですか。

それが1つと、それとメーター設置時に3回分になれば24年間、2回分なら16年間の分を一括して先にとってしまう、お金を預かってしまうということになると、変な話ですね。市が、行政がそんなもの一括して全部取ってしまうというのは。金利の高いときやったら相当な——今は安いからそうでもないかもわからんけども、そういう問題が起こるでしょう、1つは。

それと、このままで2万8,000円置いとくと、こういうときですから計算が私もなかなかちょっと大変なんですけど、2万700円のこれを計算すると何十年分ですか、メーターの今のまま2万8,000円で置いておくと。3回の分として考えたら、2万8,000円そのものが3回分のメーター代として考えたら、これ80年分ぐらいになるんですよ。80年間使うぐらいの使用料になるんですよ。普通、民間の家で80年間もちませんで、家自身が、最近の家では。その分先に取ってしまうということになるんですよ。そういうことを考えて計算されたことありますか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） このメーター代金の費用でございますけれども、先取りというふうにはなってるわけなんですけども、これは仮に建築物が

老朽化しまして新築、改築等した場合でもメーターは有効でございます。ですから、永久というんですか、その地面にメーターがついていれば、市の方で計量法の関係でずっと新品には交換しに行くというような方式でございます。ですから。何年分のという計算ではちょっと違うわけなんです。この2万8,000円の想定というのは、大体2回か3回分ぐらいのかえるについての費用と、その新品のメーター代金分をちょうどいするというような考えであるということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そんなんね、今部長が2回か3回分だと言うから、私はそういう計算をしてみたんですよ。未来永劫、このメーターは2万8,000円納めたらあともう一銭も納めんでもいいんだというのがね……。そしたら、市の水道部の経営、これ特別会計で独立採算性で経営してるわけですね。これもまた、水道料金でもうけてるからそれで賄うと、こういうことですか。ということにしかたないですね。何年分——2万8,000円というのと、今は2,300円に下がったから、2,300円になると8年だから何十年分ですか。相当な年数分になりますね。8年だから、ちょっと計算せなあかん。

そういうふうに考えると、何十年分を——ずっと未来永劫というけども、人間一人の一生からすれば、しかも仕事して、そうやって、まあいえば生計を立ててやってる間、働いてる間を見れば、そんなん長いことありませんよ。その間のことで何十年分もいわゆるメーター代として未来永劫だからといって先に取るというのも、またこれもおかしい話ですよ。これも合理性はないですよ。

この点については、これはひとつもう少し合理的なあり方というのはそれなりに考えないと、市民に——市長もそうでしょう。市長は管理者やから、どんな理由であれ、何十年分も先取るというのも全く行政上合わないことになりますね。その点どうでしょう。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘ありましたように、1回限りということで泉南市の場合やっていたということでございますけども、振り返ってみますと、やはりもう少し合理的に、例えばメーター代、これは若干年度によって変

わかりますけども、最近ですと非常に安いということもございますから、それと取りかえなんかに必要な工数ですね。これは人件費に換算できると思いますが、それで積み上げをして額を出して、例えば8年間ということであれば、それを合理的に例えば均等割にして他市のように使用料にオンするとか、もう少し方法論として見直しをしたいというふうに考えます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 今すぐだからちょっと計算はできませんが、例えば法どおり8年ごとにきちっと今取りかえはしてるんですか。これもほんとに正確にやってるのか。これは一言だけ聞いておきます。後でこのことはわかりますよ。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 計量器の交換につきましては、法どおり交換をしております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） それじゃ、その問題は置きまして、次に入札問題ですが、ここに10年度の上半期の量水器の契約会社の一覧表というのが出てますが、これを見ると、7年、8年に納入された業者もまた復活して入ってきていると。今度は談合してないんだと思いますが、これは御存じのように東京の方で談合問題が明らかにされて、損害賠償請求もやってるわけです。今日の時点で2,380円ですか、で入るものが、今ここに出てるのは7年、8年ですが、これは7年、8年だけじゃなしに、それ以前もそうであったと思う。同じ業者がそれぞれ、これを見ますと、例えば20ミリだけで見ると、7年度で見ると東洋計器が1万540円で、以下大阪機工、リコー精器、日東精工、愛知時計、金門製作所、東光精機、ほとんど金額がほぼ同じような並びでやってると。もう明らかに談合ですね。そのことが各地でも問題になって、一挙に値下がりをしたわけですよ。

だから、このことはもう既に東京都初め他市では談合だということではっきりと問題になってるわけです。この不当な談合をして利益を得てきた量水器、いわゆる停止が過ぎたからというんじゃないしに、これ結局、市と市民に対する大きな負担でしょう。1万350円と2,380円、これ約8,000円ですね、1個で。大変な金額ですね。これ、このままで黙ってほっとくんですか。ただこんな数字の一覧表を出しただけで——それでもっ

て水道のいわゆる経営が大変なんでしょう。これを置いとくこと自身もぐあい悪いでしょう。市民から見れば、先ほどの2万8,000円の問題も、悪く言うたら詐欺的な目に遭ってることになってるんですよ、これ、行政も絡んで。結果的にはね。その点はどうですか。

もし部長の方で答えられないとすれば市長でもいいですが、その辺はどういうふうこれらの——涼しい顔して今回また復活して入札に参加してるというのは、これはそうはいかんですよ。こういう問題は、きちっとけじめをつけないかんとおもいますよ。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほどの御質問の中で、従来からの契約の方法でございますけれども、業者の選定につきましては、計器の性能とかそういう保証の信頼性、それと業者の資本金、営業成績とか、そういうので選定をして業者決定をしております。

この入札の結果につきましてなんですけれども、これはこういう数字が相手方の方から申し込まれたということで、我々が事務的に処理をしたということで、当時としましては、そういう談合がされたんじゃないかというような疑惑の念は持たずに契約はしたということでございます。しかしながら、その後新聞紙上で知ったわけでございます。そして、当市も指名停止をしてございまして、その指名停止をされた業者がまた10年度に復活もしているということでございますけれども、復活したのもやはり9年度同様で、1社と随意契約を再度次の年度もするというのはどうかなというような考えもありまして、指名停止のあった業者につきましても業者選定の中に加えて選定をしたというような次第でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと質問に入る前に、これちょっと10年度の上半期の量水器の新品の入札結果表の数字がおかしいんですよ。上半期のをちょっと見てください。左側の6番のところの大阪機工と柏原計器が4,500円と3,890円ですが、2万円のところ落札したことになるんです。それから、9番目の縦型ウォルトマンのところ1万1,500円がありながら5万3,200円が落札している。これはちょっとした数字のミスプリントかもわかりませんが……。

それはそれとして、今の部長のようなことで、これ東京の方では告発さ

れて、27社に対する住民訴訟も起こってるんですよ。明らかに談合だということ。これ、市としても明らかにこんな状況のものをただそのまま、これまでのことを不問に付してほっておくというのは、市民に対してそれはあり得ないでしょう、そんなことは。考えられへんですよ、これ。

1万350円のが2,380円というたら、今の2,380円の4.3倍ですよ、価格が。そんな幾ら何でも今の世の中で考えられへんですよ、これ。どうですか。そのままほっておけんでしょう、こんなもん。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほどの資料の数字につきましては、これは資料の作成時のミスプリントというんですか、転記の間違いだと思います。大変申しわけございません。

それと、この価格でございますけれども、9年度の途中契約変更した金額と10年度の見ると、本当に低い数字となっております。これは、私どももこういう情報を聞いた時点で各業者を呼んでちょっと事情聴取というような形じゃないんですけれども、各業者さんに聞きますと、実際この現在契約している金額では本当は販売できない。これは業界では実際指名停止があったので、メーターの在庫を出すためにこういうふうなダンピングというんですか、このような形になった結果がこういう低額になってしまったというのが水道部の方で聞いている情報でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そんな情報で、それやったら業者の言いなりですがな、全くの。談合があって、これ問題になって、改めて安くすることができたんでしょう。そんなことをそのまま信用してて、単にお聞きするだけでほっておくというのは、これは納得できへんですよ。業者はそんなもん自分の方から単純に言わないと思いますよ。行政としてしかるべき手を打つべきじゃないですか。市長、どうですか。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ちょっと一般論になって申しわけないかもしれませんが、例えば平成7年度、8年度、これについて契約をいたしておるわけですが、その当時は、先ほど部長からもございましたけれども、一般的に談合という形というのはそのときは知り得なかったと。その後、9年の1月ぐらいですか、談合ということが発覚し、市としても一定の処分を

やっておるわけですがけれども、そのころ例えば1万円という形で購入をしておると。ただ、一般的に指名停止がわかったというその時点で——わかったということじゃなくて、例えば7年度、8年度に購入契約を交わして、実際に単価、先ほど申し上げてる1万円という形で購入したということについての契約自身は、一般的には有効に成立をしておるのではないかとというふうな見解が1つございます。

したがいまして、その後談合という問題が発覚をしてきたと。これに対して、議員おっしゃるとおり市民の目から見るとどうかという御議論はございますけども、もう少し勉強させていただかなければいけません。一般論としては契約は有効に成立をし、何と申しますか、購入の目的、契約書の目的は一定達成をしておると。その後こういう談合という事態が生じたときに損害賠償という形で市が追求できるのか、一般的には私は無理ではないかと思いますが、もう少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。林君。

22番（林 治君） 助役ね、そのときに談合をやられてるのをわからずに業者指名して、なあなあだというふうに私は言ってるのと違うんです。そのときはそれで確かに成立してたでしょう。それでいいと思ってたでしょう。泉南市で発覚したんじゃないんです。よそで発覚したんですよ。全部そうやったんです。あちこちですべからくやられてたんですよ。だから、そのときの契約がちゃんと入札して、そら形はそれでよかったです。だから、ちゃんとした契約を結んだんで、それはちゃんと正常にやられましたというようなことをここで言うてたら話にならん。そんなことわかった話ですよ。そのことが実は談合でだまされてたということがわかったんだから、今どうするんかということですよ。市自身がだまされてたんじゃないですか、談合というのは。そうでしょう。

だから、その当時の契約はそれなりに成立してましたというようなことは、あんた口腐っても言うようなもんと違いませ、ここで。そのことが今問題になってるんですから。現に、各地で訴訟も起こってますよ。市としてどうするのか。市は、このまま黙ってほっておくんですかと。行政というのは、市民に責任を持ってるんでしょう。こんなことが発覚したら、

行政としてきょうまでの間に何らかの手を打たないかんじゃないですか。
議会、本会議でこうやって問題にするまであんたたちじっと黙って、言わ
な報告もせえへん。一体どうなんですか。市民に責任持ってるんですか。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほどもお答えをいたしました。その当時の契約自
体は有効に成立しておったと。その後、議員のおっしゃるようなお話がご
ざいます。ただ、大変申しわけございませんが、私どもが今調べる限り、
市として損害賠償という形で出てきたというのは、まだ事例を知りません。
それが1点。

それと2点目に、既に契約も成立し、有効に終わってるものについて、
後談合が発覚したと。それについて市民にとって非常な損害を与えたとい
うことに対して、市としてそういう形で損害賠償請求というのが可能なの
かどうかということについては、大変申しわけありませんが、今時点で結
論を申し上げる知識を持ち合わせておりませんので、検討をさせていただ
きたいというふうにお答えを申し上げました。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 持ち合わせている知識がないから検討さしてくれ。
どういう検討をするんですか。これ、問題が発覚してからどんな検討をし
てきたんや、そしたら今まで。それ先に答えてください。これからじゃな
しに、今までにどう検討してきたのか。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） この水道メーターをめぐる納入に関しての談合事
件が東京都発注の関係で起こりまして、平成9年2月4日に公正取引委員
会がその25社に対し、独占禁止法第3条の違反により刑事告発したも
のでございまして、これを受けまして本市におきましても、その25社のう
ち10社が泉南市の指名登録業者でございますので、この10社に対しま
して平成9年2月4日から10年2月3日までの1年間につきまして、指
名停止処分を行っておるところでございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 指名停止はわかってます。だから、柏原計器とかい
うところしか入れなかったんでしょう。市としてもそういう——泉南市で

ずっと納入してた業者なんですよ。それを指名停止にせざるを得なかったんですから、その理由は何ですか。公取委でのちゃんとあったわけでしょう。そしたら、それどないするんですか。そのことについて、市として同じ意味で損害を受けてることは明らかじゃないですか。その点をどうするんかということ言ってるんですよ。

その中でも落札した業者と落札してない業者があるでしょうから、落札した業者について言うてるんですよ。どうするんかと。指名を停止してきた。指名停止してきただけじゃ話にならないでしょう。泉南市でも指名を停止せざるを得なかった理由が生まれたんやから、それに対する対応をせないかんじゃないですか。

それから、指名停止をした場合には、きちっと議会に全部報告するというふうに私は大分前に去年も言いましたが、報告してないですね。

議長（巴里英一君） 理事者の答弁を求めます。大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 議会への報告についてでございますが、これにつきまして、以前に市内業者等について指名停止をしたら議会の方に報告せよというようなことで、確かに承っておるところでございますが、この件につきましては、市外業者ということもありまして、確かにこれは報告したかなという気もするわけですけども、私今のところ現時点で報告させていただいたかどうかというのは、ちょっと確認できておりません。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 水道部の方では、この指名停止につきましては、所管の産業建設常任委員会の方に報告はしておりません。大変申しわけございません。

議長（巴里英一君） 理事者、このまま同じことを繰り返していると、これだけで議事が進行してしまっていて、あとの問題もございまして、それなりの理事者としての判断できちっと答弁をしていただけませんか。再度ということでないですから、きちっと責任ある答弁をいただけるように。———
—遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 何度も同じことをと、こうおしかりも受けるわけですけども、先ほど来申し上げておりますように、一たん有効に成立をしておるといふ契約について、今もう既にその行為自身は終わって1年たつわけでございます。府下の市町村で損害賠償をしたという事例も私今のところ

知り得ておりませんので、ざっと短い時間でしたが、新聞記事等も見て確認をしておったんですが、しておりません。

ですから、議員おっしゃる趣旨については私は十分理解をしておるつもりですけれども、それが法的に、あるいは制度的に損害賠償とすることができるのかどうかということをもまず調べて、その上でお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気議員。

13番（和気 豊君） 遠藤助役、今本会議中に惹起した問題ですよね。今まで過去にいろいろあったにしても、行政は全く議会にナシのつぶてなんですから。そうでしょう。そしたら、後刻報告しますということやけれども、やっぱり期限という問題を明確にしてもらわないと、それでお許しを願いたいというぐらいの話でないと、いつ報告するかわからへんと。いたずらに時間が伸びて、そのまま雲散霧消してしまうというようなこともあり得るわけですから、今本会議で起こってることですから、いつまでにきっちり報告したい、そのためには時間をかしてほしいとか、こういうことははっきりしないと、三遍同じことの繰り返しやないか。一遍意思統一してきっちり報告しなさいよ。そういうふうにしてもらわないと、先ほどから議長が言うてるように、同じことの繰り返しでどんどん時間だけがたっていくと、こういうことになると思いますので、これはひとつ議事進行上もよく理事者は考えて、議会の運営に理事者から積極的に対応するようにしてほしい。議長、そういうことでお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この水道のメーターの問題は、全国的に非常に大変大きな問題になっております。私どももその渦中にあるわけでございます。御指摘ありました過年度の非常に高値で契約したという部分ですね。これについていわゆる民法上の損害賠償請求ができるのかどうかというのは、やはりこれは法律の専門家の方にも御相談をしないといけない問題でございますから、早急に顧問弁護士にも相談をして、まずそういうことが法的に可能なのかどうかということをはっきりと確認をしたいというふうに思います。それは速やかにやりますが、わかり次第また議長さんとも御相談

をして、議会の方への報告の仕方等について御相談をしたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 林議員、今市長が答えてますように、早急というわけにはいきませんので、その点了解して……。

〔林 治君「わかりました。そのことを前提で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 今、市長がお答えいただいた基本的な方向はそれで結構ですが、さっきから何度も助役がよそでそういうことをしてる行政がないとか、ほかの議会でもよその行政がやってないからということになれば、何にも進歩もないし、市民に対する責任も負えないし、市民の利益も守れないんですよ。

だから、よそのことじゃなしに、今泉南市として具体的に事実関係としてこういう資料が出てるわけですから、これはやっぱりそういう検討をして、本来ならこれまでに弁護士にも相談して、これに対応できないのかどうかということを引きょう本当は回答があってしかるべきなんですよ。ですから、私も助役の言うようなよそが云々じゃなしに、市としてこれはこうだということを私はきょうにでも明快にしてほしい。

どうしてもできないというのであれば、これは一定、市長、今基本的そういう方向で結構ですが、これはいつごろまでにめどを立てるとかいうことは、これは言えると思うんですよ。一定のめどというのはね。ある程度その点はつけて言っていたきたいというふうに思います。再度その点だけ——基本的方向は、市長の言われる方向で結構ですから、やっぱりせめて、別にあしたとは言いませんから。どのぐらいの日にちか言えるでしょう。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 顧問弁護士事務所へ行って、相手方の弁護士さんの御都合なり確認しないと日程がなかなかはっきりこの場では言えませんが、この議会終了後職員をすぐに派遣をいたしまして、そしてちゃんとした見解を確認をして、その中で議長にまず御相談をしたいというふうに思いますが、ちょっとはっきり言いにくいですが、そんなに長くかからない中で……。〔林 治君「中間報告も含めてね」と呼ぶ〕そうですね。その状況は逐一報告をさせていただきます。また、行く日、行って時間がと

れていつ行きますというのが決まれば、それも含めてまず御連絡を差し上げたいというふうに思います。

〔林 治君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））について御説明を申し上げます。79ページでございます。

専決理由につきましては、消防本部に設置されております消防指令装置は導入後11年を経過し、故障の発生が危惧される状況下であり、修繕を行う必要が生じたので、緊急に経費の予算措置が必要となったため、専決処分をいたしましたものでございます。

81ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ251万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ175億2,931万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、86ページの消防施設費の事業費として251万6,000円を補正し、消防指令装置を分解検査したものでございます。一方、歳入につきましては85ページに記載をいたしているとおりでござい

ます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） この問題をもう少し簡単に御説明いただきたいのと、119番がつながらなかった問題については、はっきり原因が特定されておらないと思うんですね。そういう中で、恐らくこのメーンの指令室の電話機が鳴らなかったのではないかという形で、今回その指令室の電話受信施設の分解検査をしたと。それに加えて、予備といいますか、電話を設置したということでありましてけれども、こういうものはつながらないと大変だということで、機器そのものにもいろんな安全装置なりそういうものが設置されとる性格の機械ではないかなと思うので、こういう原因がはっきり特定できない段階で1つの措置をするというのは、いかがなものかなという感じがします。

それから、もう1つは、かけたけどかからなかったという方の聞き取りが十分できておらないように思いますね。大げさにしないでおいてほしいという、個人の思いというのは確かにわかるんですけども、全市民の安全にかかわることですから、これはやはりそういう方のプライバシーを十分に保護した中で十分な聞き取りをして、本当に報告の中でも話し中であつたという問題とか、それから未応答である問題というのは、これは食い違っておるわけですから、そういう相手方の意向を十分尊重した中でも、全市民のためにやはり調査を十分するという、そういう努力が私は行政側にきちっとあると思うんです。そういう点でひとつ御報告をいただきたい。

もし仮にこれが未応答だから——鳴らしとってもとらないということですね。鳴っておるということがはっきりしたのであれば、この予算措置というのは要らないと思うんですね。そしてまた、こういう性格は全国的に全部あるわけですから、機械のことですから、呼び出しとるけどもそのベルが鳴らないということは、十分あり得ると思うんですよ。

そうすると、こういうものを特別につけなくても、その装置そのものにそういう装置が要るもんだと思うんですね。機械のことは私は詳しくわかりませんが、当然それは機械のことですから、機械的には発信というもの

があっても、現実には音が鳴らないということはあるわけですから、そういうバックアップというんですか、そういうバックアップシステムというんか、そういうものはやっぱりこの機械にはなければならぬ性質のものだろうと私は思うんですね。それが今ここで処置したように、別にもう1つの電話をつけないといかんという問題になれば、その機械そのものの欠陥性があるって、全国的にもそれは指令室というんですか、電話の受信室の改善をメーカーそのものに求めていかないかん問題があると思うんですよ。

その点では、原因の究明というのは、やはり個人の都合ももちろんありましようけれども、市民、また日本全国のこういう119番に対する信頼性の問題からいえば、やはりきちっと原因を追求した上で、きちっとした対応を私はするべき問題だと思うんですが、この補正予算を出してきた経過の中で、そういうことは十分にされたのであればきちっと報告をいただきたいと、そのように思います。

議長（巴里英一君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） 議員御質問の件でございますけれども、これはさきの4月22日の未明に発生いたしました件でございますして、所管の文教消防常任委員協議会におきましても経過を報告いたしました。その中で、同協議会から発生原因の徹底究明について厳しく指摘を受けましたので、導入業者に依頼し調査をいたしました結果、現在正常に作動しているということでございます。

ただし、各部品につきまして老朽化してきている部品がありますので、このままであれば故障の発生が危惧されるという状況から、消防業務に多大なる故障を来すおそれがありますので、早急に対応する必要から専決さしていただいたものでございます。

原因の判明につきましては、指令装置、またNTT回線、どちらも調査、聞き取りをいたしましたところ、指令装置につきましては、復旧された時点で原因が判明しないということでございまして、NTTの回線におきましては、異常はないということでございますので、これ以上の調査、原因究明はできないかと思っております。

ただ、さきにもお聞きありました被害者の方の聞き取りでございます。この聞き取りを実施して、119番をかけたときにどういう音がしておったかということで、そこから原因の究明にも入っていこうということで、

先方の通報者の方にも電話で依頼をしたんでございますけれども、もうこの件につきましてはこれ以上構ってくれるなということでございましたので、残念ながら引き下がりました。ただ、その最初に一般加入電話でかけて救急隊が出動した時点で、何ぼ消防署に電話しても話し中の状態やないかということ聞いております。それで一応そのN T Tの未応答というのが消防本部ではおかしいということで確認をしたいところでしたが、それもできなかったという状態でございます。

また、この指令装置につきましては導入後11年を経過しております。昭和62年の購入でございまして、議員御指摘のバックアップシステムということにつきましては、その当時はなかったわけございまして、現在に来ております。ただし、4月の24日に指令装置が故障しても子機というんですか、そういう単独の電話をつけまして、ブザーが鳴って対応できるという状況にしております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、こういう機械の性質上、N T Tの確認作業で未応答、いわゆる音は出ていることが確認できるような調べ方ができるのかですね。発信はしとるけども、実際の機械がブーッと鳴らへんかったら、そこにおってもわからないわけですね。その場合に、音は出ないけども何かシグナルがついとるとか、いろんな形でダブルとか3つか4つの安全装置は、こういうものはやっぱりあると思うんですよね。

だから、そこに人がおれば、音が鳴らない場合にはほかの信号が出るようになってるとか、恐らくこういう機械ですから、私はそうなっと思うんですね。今の場合であれば、人はおったと。2人の担当者がそこにおられたということは、証言からはっきりしとるわけですね。やっぱり音が鳴らなかったと思うんですよ。

その音が鳴らないというようなことが機械的にあるのであれば、それは泉南だけの問題じゃないですよ、これはね。だから、そういう機械というのは、やはり音が鳴らないこともあるでしょうから、その場合には2～3回して鳴らない場合には、何かにつながってほかの音が出るとか、それは今の機械ですから、それぐらいのことはやっぱりメーカーは考えると思うんですよ。でない大変なことですからね。

じゃ、それはそういうものも全部機能しておったとするならば、おった、おらんというのは聞き取りでしょう。それは何ら客観的に証明するものはないわけですね。だから、そういう点では機械が本当に信号を出さなかったということが、どういう機械でどういう内容なのかということがもうちょっときちっと説明されないと、我々として判断——わからない分は我々判断せんといかんわけですから、そういうものの機械の性質をきちっと調べて報告をいただかないと、やっぱり判断できないと僕は思うんですよ。

何でも100%全部が客観的に物事が明らかになることないわけですから。しかし、いろんな状況的なものを、全部状況証拠というんか、状況的なものを示した中で、ここで僕らが判断する仕事というのは議会の仕事ですから、そういうものが判断できる材料をしてもらわないと困りますね。だから、こういう予算措置というのは、まだきちっと我々が判断できる十分なものを私は出していただいてないんじゃないかなと、そう思いますので、行政としてはそういうことも全部含めて調査をきちっとしたのかどうか、そこはどうなんでしょうかね。調査のあり方ですね。

具体的にはさっき言ったようにNTTが未応答と言った、言葉は未応答とわかるんですけどね、それはどういう形で確認をしとるのか。発信だけは機械的に、発信することは責任を持ってNTTは押さえられるけども、発信したけども、そこで機械のピッピとたたくやつが鳴ることはNTTは判断できませんと。そういう未応答という内容なのか。じゃ、機械的にそこが壊れたときに、もう1つバックアップ的に何かを知らすような装置があるのかどうか、その機械がですよ。そういうようなことをやっぱりきちっと調べないと、議論には耐えられないと思いますよ。そういうことをきちっとわかるようにやってください。

議長（巴里英一君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） 議員御指摘の件につきましては、消防本部といたしましても最大限購入業者の方に依頼をして原因を調査したところでございます。まだその結果につきまして現在判明しておりませんが、今後もこのような事案のないように全力で努めていくつもりでございます。ただ、このNTTの未応答でございますけれども、これにつきましては、話し中じゃなくて一応呼び出しの状態であるということでございます。

それで、30秒間呼び出しの状態であれば未応答という記録が残るとい

うことをごさいますして、これにつきましては消防本部には専用回線が2回線ございます。最初に1番線の方に入ります。そして、その1番線が話し中の場合には2番線に落ちます。それで一応1番線、2番線両方使用中のときには、残念ながら話し中でかけた方には話し中の状態になるわけでございますけれども、このN T Tの記録では、午前2時27分に119番に一応未応答記録が残っております。このときには1番線に入ったと。

そして、次に2時30分、これがメッセージ発生をいたしまして、これも1番線、それから2時32分に発生をいたしまして、これが2番線に入っております。そして、2時34分にもう1回未応答がありまして、このときにはまた1番線に乗っておるということでございます。

そういうことで、1番線が使用してないのに2番線に入ることはございませんし、それまで1番線、1番線に入りまして、次に2番線に入ってきたということでございますので、ここら辺の状況も一応業者の方に説明をして調査してるところでございますけれども、現在まだ原因が究明されていないというところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

2番（小山広明君） そうすると、2時32分に電話が入った段階で、1番から2番にいきなり入るとるわけですね。

議長（巴里英一君） 小山君、議事進行が入ってますので、発言ちょっとお待ちください。北出君。

21番（北出寧啓君） 今、質疑応答を聞かせていただいているんですけども、資料が文教消防委員会しか持ってないんで、我々ちょっと判断しにくいところがあるんで、できたら議員全員に資料を配付していただきたいと思いますが。

議長（巴里英一君） それでは、小山君の発言をしている間に資料を用意してください。小山君の質問を続行します。小山君。

2番（小山広明君） 一応まだ結果が出てない、調査中だという報告ですから、私先ほど指摘したようなところをきちっとやって、今回は結果がわからんから安全を見てこの措置をしたと、そういう理解でいいわけですね。だから、私さっき言ったようことで、やっぱりいろんな問題を含んだら

で、きちっと可能な限りのそれこそ科学的な裏づけのある現状のデータを出していただいて、この問題はどこにどういう問題があったのか、これからどういう対応をしないといけないのか、そういうことが一番大事だと思いますので、今回はまだ結果がわからないけど、ほっとくわけにはいかないと。そういうことで安全対策として仮設というんか、一般の電話を4台置いたと。機械については古くなるとるから、念のために分解調査をしたと、そういう予算として理解しときます。

古くなったからというのを簡単に言うけども、こういうものですから、やっぱり11年もたって古くなったという表現をする——これ、耐用年数がどれだけあるのかわかりませんが、やっぱりそういう古くなるまでに普通の機械よりも早めに点検をしておくということも、これは大事なことからね。いきなり老朽化したからこの予算を補正で上げまんねやと、これは余りにもお粗末なこういう機器に対する対応ではないかなと思います。この点は厳しく意見を申し上げておきます。私はそういうことで終わろうと思っておりましたんで。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。

〔嶋本五男君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいま北出君の方から議事進行が出たんですけれども、やっぱり発言中の議事進行はちょっとぐあい悪いので、その方が発言を終わってから議事進行と、こういうようにやっていただかんことには、やっぱり意見の途中でございますのでね。それで、ひょっとしたらその人はそれで終わるかわかりませんので、発言中の議事進行は、これは議会の運営として今後考えていただきたいと、これだけお願いします。

議長（巴里英一君） 承知いたしました。ほかにありませんか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 私としては発言中に議事進行をしたということでは、意図的ではなくて、たまたま同時になったというふうに理解させていただいてますので、小山議員の発言を封じる形で、とめる形での議事進行は、私としてはした覚えはございませんので、その辺は申し添えておかしていただきたいと思っております。

若干質問させていただきます。今回、補正予算でこういう形が出たんで

すけれども、N T T含めて、データをほとんどまだ見てないので、ちょっと読まないと判断しかねる部分があるんですけれども、素朴な疑問といたしまして、機械、計器類の故障がないということであれば、実際スタッフがそこにいたのかというふうなことも我々としては疑問があるわけですね。その疑問が解けないと、やっぱりちょっと合理的な、もうちょっと解くような合理的な説明というんですか、客観性を帯びたものにはちょっとなりにくいかなと思うんで、その辺をちょっと説明していただきたいなと思います。

当面、これ検査をされて、一応異常がなかったということで、また附属電話も加算されているということで、今電話回線をふやされてるんでしょう。ちょっと細かいことはわかりにくいんで申しわけないんですけど、今緊急に、小山議員とは逆に、もっと早くかえたらどうかということじゃなくて、現在正常に機能しているのに、今かえて補正予算で上げてくる必要性が逆にあるのかということに、私の方は逆の方に疑問を持っておりまして、その2点だけちょっとお答え願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 北出君に申し上げますけども、議案はここに書いておりますので、これに基づいて本来は審議をいただきたいということで、あくまでも補助資料としての資料ということであれば了解できますので、その点御理解いただいて質疑をお願いしたい。

それでは答弁を求めます。小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） その当時の指令勤務員がどこかにいてたんじゃないかのかという御質問でございます。

この件につきましても文教消防常任委員会協議会で御指摘を受けました。その席上でもやはりこの2人の勤務員につきましては、職員は十分まじめな人間でございまして、そういうそをつくような人間ではないということで、一応私の方も信頼しているところでございます。

それと、次に今指令装置の件でございますけれども、今度指令装置の119番が鳴らなかったためのために、一応仮設の電話4台を設置しております。この4台につきましては、各専用線、83、85、84、82、こちら辺の専用線を個別につけて対応してるということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君）　じゃ、1点だけ。だから、今補正予算でこういう形で火急的に組む必然性というのは、やっぱり100%ございますか。例えば、来年度予算に組むとか、それまでまだもう少し機械の調査を含めて対応するというふうな選択肢というのは全くないんですか。それだけお聞きいたします。

議長（巴里英一君）　小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君）　御質問の件でございますけれども、先ほども冒頭の小山議員の答弁の中でもお答えいたしましたけれども、業者の方で点検の結果、機器が老朽化してるということで、このまま置いておきますと、またいつ故障するかもわからないということで、緊急に分解検査等を行わなければ消防業務に多大なる支障が出てくるということで、専決をさしていただいたものでございます。

議長（巴里英一君）　ほかにございせんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

　　討論に入ります。討論はありますか。

　　〔「討論なし」の声あり〕

議長（巴里英一君）　討論なしと認めます。これより報告第6号を採決いたします。

　　お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

　　〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君）　御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

　　次に、日程第13、報告第7号　専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

　　報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

　　〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君）　理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君）　ただいま上程されました報告第7号、専決処分の承認

を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））について御説明を申し上げます。

89ページをお開き願います。専決の理由でございますが、平成9年度国民健康保険事業特別会計の出納が平成10年5月29日をもって閉鎖されるについて、1億2,821万1,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成10年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分したものでございます。

91ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,821万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,434万8,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、95ページから96ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14、報告第8号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第8号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））について御説明を申し上げます。97ページをお開き願います。

専決の理由でございますが、平成9年度老人保健特別会計の出納が平成10年5月29日をもって閉鎖されるにつきまして360万9,000円の赤字となりますので、地方自治法第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成10年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分したものでございます。

補正予算の内容でございますが、99ページをお開き願います。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,343万8,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては103ページから104ページに記載しているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第15、報告第9号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠

藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第9号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）御説明を申し上げます。105ページをお開き願います。

専決の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が5月29日公布、5月31日に施行されたことに伴い、本市市税賦課徴収条例の一部を改正する必要から専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書109ページをお開きいただきたいと存じます。

附則第4条の4でございますが、これは当面の経済状況等を踏まえ、平成10年度分の個人市・府民税について、定額による特別減税の額の引き上げを行うに際し、第1期の納期について今年度限りの措置として定めたもので、普通徴収の方法によって徴収する平成10年度分の個人の市・府民税の第1期の納期について、6月17日から30日までとあるのを7月17日から31日までに変更するものでございます。

なお、特別減税の額は本人分が8,000円から1万7,000円に、控除対象配偶者並びに扶養親族1名について4,000円を8,500円にそれぞれ増額するものでございまして、例といたしまして、夫婦、子供2人の場合は、その減税額が2万円から4万2,500円になるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 討論なしと認めます。これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第16、報告第10号 平成9年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第10号、平成9年度大阪府泉南市一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものでございます。111ページをお開き願います。

双子川浄苑の改修事業につきましては、廃棄物処理施設に係る国庫補助制度の見直しにより、急遽、平成9年12月議会で原案可決済みの平成9年度一般会計補正予算（第3号）において設定済みのものでございますが、工期の関係上、年度内に完工することができなかつたため、事業金額6億328万2,399円を翌年度に繰り越ししているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——和気君。

13番（和気 豊君） まことに不勉強なのでお教をいただきたいと思うんですが、普通、繰越明許の場合には、前年度で確たる予算を計上しておりまして、それが未執行に終わったということで翌年度に繰越明許をされると、これが私の認識なんですが、間違っておればお示しをいただきたいというふうに思うんです。こういうケース、私いまだかつてありませんので、後学のためにお教をいただきたいというふうに思います。

それで、特定財源というのは、当然そういうことですから、私どこでどういうふうに確保されるのか、それもお教をいただきたい。一般財源は1,250万6,200円と明確になっておりますから、特定財源。多分起債も含まれるでしょうから、この起債を含んで、いわゆる起債発行現在高が幾らになるのかですね。それに対するいわゆる起債の制限率が幾らになるのかですね。これもお教をいただきたい。全部一緒にやりました。議長

に協力いたします。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問でございますが、本事業につきましても、提案理由で述べましたように、昨年12月の補正予算で御可決をいただきまして、その後また本年3月の議会では、工事請負契約の締結及び繰越明許費の承認をいただいたところで、鋭意事業を行ってきたわけでございますが、9年度中に事業がすべて完了しなかったため、翌年度、いわゆる10年度に繰り越しをさせていただいた計算を報告しております。

また、特定財源の内訳につきましても、この5億9,072万円のうち、国庫補助が3億432万円、起債につきましても2億8,640万円という内訳になってございます。

それと、本事業のみの起債を申し上げますと、午前中の9年度補正で既に御可決いただいておりますが、9年度補正では今般1,553万円の御可決をいただいたわけでございますが、起債のトータルといたしましては4億3,440万円を予定いたしておるところでございます。また、市全体の補正のトータルベースの質問もあったと思いますが、これにつきましては担当部局より報告していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長（大前輝俊君） 今回、2億8,640万円の繰り越すわけですが、これを含みますと、午前中の一般会計の専決補正の56ページに載っておりました250億2,122万3,000円となっております。

また、たしか起債制限比率という御質問だったと思うんですが、起債制限比率の10年度の見込みといたしましては、3カ年平均で13.4ポイントとなっております。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構でございます」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） この繰越明許の関係は、地方自治法第213条の規定によって繰越明許の予算の効率的な使用を図るために、会計年度独立の原則の例外として設けられた項目であります。これはこれとして、単年度

に処理をすると。継続費ではありませんから、あくまでも単年度処理をするという原則があるわけでありますが、そこでお伺いをいたしますが、今和気議員の方から御質問がありました国庫補助なり起債なりの答弁があったわけです。

これは私の方に6月の19日に国会議員の衆議院議員の西村真吾君から泉南市の合併処理浄化整備事業に関して補助金がついたと、こういう連絡が、阪南関係の一切の補正予算の補助金の一覧表を送ってきてもらったんですが、その中に、今申し上げました議論しているところの中に、1,369万6,000円の補正予算で国からの補助がついてると、こういうことなんですが、これとの関係は市としてはどういう理解をしているのか、含めて御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問でございますが、私その資料を拝見してないわけでございますが、質問内容をお聞かせ願ったところ、多分小型合併浄化槽の補助金ではなかろうかと考えております。これにつきましては、私ども平成7年度よりこの小型合併浄化槽の補助事業を行っておりまして、7年度は16基、8年度は33基、9年度が33基の補助を行っておりまして、本年度につきましては79件の国庫申請を行っておりますが、それらの補助採択の額ではなかろうかと思っております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） そしたら、小型合併浄化槽ですか、この中には余り詳しくは書いてないんですけども、基本額が4,248万5,000円と。補助額が1,416万2,000円と。これを割ればパーセントが出るんですけども、これは今部長の御答弁をいただきました小さい方の合併浄化槽の処理に対する補助と、そういう理解でよろしいんですか。

したがって、今前任者の質問に対しての御答弁で起債額なりあるいは補助額なりが示されたわけでありますが、これでもう間違いないと。これがふえるとか減るとか、そういうことはもうないわけですか。あわせて御答弁ください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目をお答えいたします。

その島原議員さんの方にも来ている国会議員さんからの通知につきましては、一応政治家対応ということで私どもいただいております。これは、先ほど部長が申しあげましたように、小型合併浄化槽の全体的な補正額、そのうち泉南市も当初割り当てより若干ふやしていただけるといような内容のものでございますので、それはそれで私どももありがたく感謝申し上げている次第でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目は、部長の方から答えさせます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問でございますが、1点目につきましては先ほど市長も御答弁申しあげましたとおり、小型合併浄化槽の補助であったと思っております。また、この繰越明許費でお願いいたしておりますのは、事業名としましては廃棄物処理施設整備事業でございます。補助金といたしましては、先ほどとは別個のものと考えていただいたら結構かと考えております。

以上でございます。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第17、報告第11号 平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、及び日程第18、報告第12号 平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました報告第11号、平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書、及び報告第12号、平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書の113ページをお開き願います。まず最初に、報告第11号、平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、翌年度に逓次繰り越した継続費につきまして繰越計算書を議会に報告するものでございます。内容といたしましては、115ページにお示しをしておりますとおり、下水道事業南海軌道横断管渠築造工事の平成9年度年割額4億3,600万、及び平成8年度からの逓次繰越額3億5,044万1,873円を合わせた7億8,644万1,873円に対し、平成9年度支出額が6億95万4,591円でございますので、残額の1億8,548万7,282円を翌年度に逓次繰り越すものでございます。

繰り越し理由といたしましては、予想以上の地下水の存在により慎重に掘削を行ったこと、及び他社工事との工程調整を余儀なくされたことにより、工事進捗が予定以下であったためでございます。

次に、議案書の117ページをお開き願います。報告第12号、平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

地方自治法施行令第213条の規定によりまして、平成10年度へ繰り越しいたしました平成9年度下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を議会に報告するものでございます。

繰り越し内容でございますが、翌年度繰越額といたしまして、公共下水道建設事業の5億1,871万4,050円でございます。繰り越し理由といたしましては、平成9年度途中の入札制度の見直しのため、工期の余裕の少ない状況で発生したこと、及び発注後、関係機関及び地元の調整などが必要となりましたことから、工事が年度内に完了しなかったことに伴い、予算の適正な執行を図るべく繰り越し措置をしたものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第19、報告第13号 平成9年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書について、及び日程第20、報告第14号 平成9年度大阪府泉南市水道事業会計予算繰越計算書についての以上2件を一括議

題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。藤岡水道部長。水道部長（藤岡芳夫君） 報告13号及び報告14号につきまして内容の説明を申し上げます。

まず、報告第13号についてでございますけれども、121ページについて、これは計算書となっております、事業名が第7次拡張事業と配水管改良整備事業ということでございます。

まず、第7次拡張事業の方から内容について説明を申し上げたいと思います。本事業は、平成元年度から平成12年度までの12年間の継続事業でございます、平成9年度で1億6,005万8,925円という残額が生じたので、平成10年度の方に逡次繰り越しをしたという内容でございます。

また、配水管の改良整備事業につきましてですが、これは石綿管の更新事業という内容でございます。本事業は平成5年度から平成12年度までの事業ということで、平成9年度では4億7,140万5,539円の残額が生じたので、平成10年度に逡次繰り越しをしたというものでございます。

続きまして、予算の繰り越しでございますが、報告第14号でございます。123ページとなっております。

本件は、先ほどの報告第12号、下水道事業についての報告があったわけですが、本件の繰り越しにつきましては、その下水道工事と現場が同一箇所でございます、連動するものでございます。つきましては、下水道事業と同様の措置をしたいということで上程をしております。

125ページでございますが、こちらが計算書となっております。事業名につきましては配水管改良工事となっております、翌年度繰越額が1,984万5,000円ということでございます。工事の件数は1件でございます。施工箇所につきましては、樫井川付近の渚団地内でございます。工事の延長が334メートルで、配水管の改良工事ということでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけお聞かせをいただきます。第7次拡張事業の方なんです、あと翌年度通次繰越額が1億6,000万何がしか残っているわけですが、この事業内容ですね。残事業についてお教えをいただきたい。

それと、新たな水需要なり送水事業について、これに組み込むようなことはないのかどうかですね。その辺もあわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） この本件7次拡張事業の今度の考えている内容でございますけれども、まず配水施設としまして新家配水池の築造工事を考えております。これは、現在開発の協議がされております開発区域内の方に建設をする計画となっております。一応現在の計画につきましては、2,000トンと2基建設をしたいということでございます。それに付随します送水管の布設工事、それからポンプの設備、そういう付随の施設も計画をしております。

それで、あとでございますけれども、これは7次拡張事業になるかどうかというのも現在の見直しの中で検討しておるわけでございますけれども、六尾の高区配水池の築造ということで、この配水池が建設されましたのが非常に古く、非常に老朽化が進んでおります。これの配水池につきましても、現在検討を加えている状況でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、新家配水池築造工事2,000トン2基をつくと、新たな水需要に対応するための施策だと、こういうお答えだったんですが、それと具体には新家の種河神社裏の開発308戸に伴うものだと、こういうことだったんですが、これに対するいわゆる開発者負担ですね。これについてどういうふうに財源の中に位置づけられているのか、取り扱いも含めてお示しをいただきます。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 新家の方の現在協議中の開発につきましても、これは当然その開発に関する負担金につきましては、条例とかの規定の方で掲載をしておりますが、現在の計画ですと308戸と研修施設ということで

聞いておりました、当然その数量に対する金額は、水道部の方にちょうだいをするという考えでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 大型開発ですから、一般的な条例上の拡張整備負担金以外に何か特別にその後の水道会計を圧迫しないように特別な負担金あるいはそれに類するようなものは、協議の対象となっていないのかどうか。

それから、ここに負担金6,000万何がしかがあるわけですが、この負担金は拡張整備負担金というふうに読み取っていいんですか。これは何の負担金ですか。

議長（巴里英一君） 北野水道部次長。

水道部次長兼業務課長（北野 勝君） 遅くなって申しわけございません。

6,000万何がしの分の負担金につきましては、企業局からの負担の分でございます。よろしく御理解のほどお願いします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、第7次拡張事業、例の新家山の手の大型開発に伴う水需要に対応すると、こういう事業なんです、このことに対するいわゆる受益者負担と申しますか、開発者負担と申しますか、こういうものはこの事業費の中に組み込まれないと、こういうことになるわけですが、これは取り扱い上、そういう拡張整備負担金あるいは工事分担金、メーター負担金、この種の一連の開発者が条例によって拠出しなければならないようなお金については、どういうふうに取り扱うわけですか。資本的収入ということで計上されると思うんですが、第7次拡張事業に伴う——そういう開発事業に対して必要になってくるわけですから、これはやはりその財源を第7次拡張事業の中に組み込んで、いわゆる第7次拡張事業を計画変更すると、これがあるべき姿ではないかというふうに思うんですが、その辺も取り扱いの問題、まずお聞かせをいただきます。

議長（巴里英一君） 北野水道部次長。

水道部次長兼業務課長（北野 勝君） 現在、7次拡張事業を見直ししてしますので、その時点に入ってこようかと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 当然、それがあつべき姿だろうと、取り扱い上の問題としては正しいんではないかと、こういうふうに私も思います。ですか

ら、速やかに取り扱い——多分、変更事業ということになると思うんですが、第5次拡張事業のときにも5拡変更というのがありましたように、そういうことになってくるだろうというふうに思うんですが、早急に執行されるのであれば、そういう形で正しい執行のあり方を、名称だけの問題ではありませんから、中身の問題としてもひとつお願いをしたいというふうに思うんです。

それじゃ、そのときに中身の問題は詳しく論議をさしていただけるというふうに思いますので、私は取り扱いの問題のみに限って質問をしておきたいと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） ほかに。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明26日午前10時から本会議を継続開議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明26日午前10時から本会議を継続開議とすることに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後6時2分 延会

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 東 重 弘

大阪府泉南市議会議員 松 原 義 樹